

# 自治研 ちば

JICHIKEN CHIBA

vol.20

2016年6月

自治研センター講演会

『世界と日本のいま

～私たちの生活どうなる～』



一宮町

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館新館6階 自治労千葉県本部内

TEL.043-225-0020

# 自治研ちば

vol.20 2016.6

• 巻頭言 .....	元環境大臣・参議院議員 長浜 博行	2
• 自治研センター講演会【講演概要】 『世界と日本のいま ～私たちの生活どうなる～』 .....	法政大学法学部教授 萩谷 順	3
• 20号記念特別記事 『自治研ちば』第20号を迎えて.....	理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光	9
• 総務相の電波停止発言の問題点と報道の自由について .....	衆議院総務委員会野党筆頭理事 衆議院議員 奥野総一郎	17
• 県議会報告 指定廃棄物の最終処分場をめぐる動向について 千葉市が受け入れ拒否 環境省 市の再協議要請に応じず 今後の展開を注視 .....	理事 千葉県議会議員（千葉市中央区選出） あみなか肇	22
• 市議会報告 千葉市の国家戦略特区指定とドローン活用を含めた市議会報告 .....	千葉県議会議員（千葉市美浜区選出） 田畑 直子	29
• 公共の担い手 ～もう一度自力で歩きたい、もう一度働きたい～ .....	社会福祉法人あかね 理事長 金子 楓	33
• シリーズ千葉の地域紹介 一宮町 豊かな自然と歴史が織り成す、新しいライフスタイル .....	一宮町役場 まちづくり推進課	36
• 新聞の切り抜き記事から .....	研究員 鶴岡 美宏	38
• 今期の入手資料 .....	編集部	40
• 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集） .....		41
• 編集後記 .....	事務局長 佐藤 晴邦	42

# 国民とともに進む、 国民のために進む、『民進党』

元環境大臣・参議院議員 長浜 博行



日本は新たな段階に入りました。国際的にも定評のあった日本の社会保障制度が今、崩壊しつつあります。年金・医療・介護・子育て…。日常生活に不安があるなかで、人間は未来を考えることができません。小手先の「修正」に留まることなく、未来を見据えた根本的な制度改定が不可欠です。人間らしい生活を維持しつつ、同時に未来に向けた希望を持つという要素を両立させる「答え」を導き出すことが政治の使命です。その際に当然ながら財源問題を避けることはできません。社会保障をめぐる財源問題に加えて、1,000兆円を超える国と地方の債務残高、国債発行が毎年続く借金財政の問題に立ち向かうことが不可欠です。まずは、税金の無駄遣いをいかに抑えるか。無駄ではないが、なくてもよい使い道をいかにふさぐか。その上で、「出来る限りのことをしても、まだこれだけ足りない」と消費税を含む税制の議論に結論を下すべきです。分権推進、地域のことは地域で決めるべきです。

税金の有効活用という観点からは、現在の国のかたちを改めることも不可欠です。人は自分の財布に入ったお金を一番大切に使います。国から配られた補助金が必ずしも有効に使われないのは、「自分のお金」でないからです。国が巨大な権限と財源を持つ中央集権体制を改め、地域のことは地域で決める地域主権国家へと転換させなければなりません。地域ごとに異なる細かなニーズに対応する柔軟な制度へと改めるべきです。

その際、国が担うべき仕事は何でしょうか？現在の世界的な景気低迷への対応を含めたマクロ経済対策、新産業への投資促進、食糧・農業問題の解決、環境問題やエネルギー問題、生きる力を育む教育制度の拡充への対応は、やはり国が大局的、長期的視点で進め続けなければなりません。将来に向かって種をまく。現在を生きる私たちの未来に対する責任でもあります。よりコンパクトでありながら、温かみを持った国内政治を実現しつつ、

一方では、弱肉強食の要素から逃れられない国際社会をより力強く生き抜いていかなければなりません。井の中の蛙にならず、尊大にならず。等身大の日本として振る舞い、世界に参画していく責任を果たし続ける必要性は更に増していきます。誠実に、したたかに、そして現実的に国益を考える、戦略的な外交と安全保障を実現しなければなりません。

自らを自らの意志で制御しようとする自律、それぞれの足りないところを補い合おうとする共助。両者のバランスがこれからの日本に不可欠だと考えます。自律を強調しすぎれば、自分勝手がはびこるギスギスした社会になりかねません。共助を強調しすぎれば、依存関係が強まってそれぞれの潜在能力までも打ち消してしまいます。国を含めたいかなる集団も、その主体は人間です。人間の能力を最大限に活かすことができる、これからの時代に適合した、新しいニッポンの姿を追い求め、正面から行動し続けていきます。

今年3月27日、民主党は、「民進党」として新たなスタートを切ることになりました。これまで長きにわたり民主党をご支援いただいた皆様に、心から御礼申し上げます。

日本の将来が、われわれにかかっています。「自由」「共生」「未来への責任」。この3つの言葉を結党の理念として、覚悟を持って「民進党」をスタートさせました。結党宣言、綱領、ともに国民に納得いただけるものことができました。現在の安倍政権の立憲主義や民主主義をないがしろにする姿勢、アベノミクスに見られる経済政策や社会政策に対抗しうる勢力としてのメッセージが込められています。民主党の綱領になかった、2030年代原発稼働ゼロを前提にした文言も入っています。国民とともに進む、国民のために進む、政党「民進党」です。引き続きのご支援を宜しくお願いいたします。

# 『世界と日本のいま ～私たちの生活どうなる～』



法政大学法学部教授 **萩谷 順**

再録編集文責：本誌編集部

当千葉県地方自治研究センターは、2016（平成28）年2月20日に萩谷順法政大学教授をお招きし、『世界と日本のいま～私たちの生活どうなる～』と題する講演会を開催しました。「ここだけの話」を含む、極めて多岐にわたり示唆に富むパワーポイントを駆使されたご講演でした。本誌への再録にあたっては、事情により大幅に紙幅の圧縮をせざるを得ず、テレビのニュース解説等でお馴染みの柔らかな口調は、残念ながらここに再現することができません。

萩谷先生は、「こういう人がこういう話をするのは当たり前だな」と思われるようでは「商品」にならず、講演を聴いてびっくりする人が出るような話をするので「皆様、御覚悟のほどをお願いいたします」と、刺激的なマクラで語り始めました。

以下、萩谷先生のご了解を得て本誌編集部が編集し、ご講演の概要をお伝えします。

## ■安倍晋三内閣の性格

第1次安倍内閣、あの「お腹が痛くなって辞めた内閣」と第2次内閣以降は、全く様子の違う内閣になりました。第1次内閣退陣後、安倍氏は、「自分のやりたいことよりも、国民がやって欲しいことのほうが大事だ」という当たり前のことに気がついたので。

退陣後の安倍氏は、経済政策と社会保障政策を

勉強しました。そして、前者については、ブレインの助言を得ていわゆるアベノミクスを導きました。後者については、彼の祖父、岸信介元首相のDNAが感じられます。右翼の巨魁として知られる岸信介は、実は、国民年金制度、つまり老齢年金制度を作り、日本の社会保障制度の基礎をすえた人物であり、安倍という人も自民党の政治家としてのスタートは、国防族でも憲法族でもなく社労族で、社会保障と税金の関係をよく知っています。岸信介は、国家社会主義者で、国を強くするためには国民が安定した生活をしなければいけないと考えました。国家社会主義者としてはヒトラーも同じで、大恐慌後の国民生活を安定させ、その後に戦争するパワーを手に入れたのです。

## ■安倍内閣最大の正念場

いま日本を取り巻く環境は、恐らく第2次世界大戦に敗れて以来、最も先の見えない状況にあります。残念なことに、今はもうかつてのようなソ連を選ぶかアメリカを選ぶかという簡単な選択肢はありません。

安倍内閣は正念場に 있습니다。アベノミクス最大の売りであった円安株高は「ほとんどパー」になりました。それは、アメリカの利上げが中国経済の変調とも重なったため、世界経済の需要が落ち込み、新興国からの資金引き上げにもつながり、

結果として金利の安い円が利用されてマネーゲームにつき込まれた結果で、アベノミクスの金融政策と財政政策は、経済再生を本格化させる前に失速する可能性もあります。

今やマネー経済の規模は、実体経済の規模をはるかに上回ります。利益を回収するのに、時間と手間にかかる実体経済に投資するよりは、すぐにお金を取り戻せて現金化できるマネーゲームをやったほうが、はるかに利益があります。マネーゲームでは、レバレッジを効かせて手持ちのお金の見せかけの大きさを、無茶苦茶に大きくすることができます。しかし、それでは実体経済の改革は進まないのです。安倍首相は必死になって「賃金を上げてほしい」「設備投資をしてほしい」と言い、麻生財務相まで「企業の内部留保を賃金に回してくれ」と言い出しています。これは、かつては労働組合と社共両党の十八番だったはずですね。ともかく、アベノミクスは今“累卵の危うき”にあると言えます。

## ■相次ぐ自民党国会議員のスキャンダルと野党のていたらく

大きな問題といえる甘利大臣のケースや、小学生でも知っている北方四島を読めない北方担当大臣などにとどまらず、開いた口がふさがらず、詳しい話をするとうかがわれるようなスキャンダルが続きましたね。「それでも参議院選挙は負けない」と自民党は思っています。今の安倍内閣のモラルが、退陣に追い込まれた第1次内閣並みでも、自民党のおごりはなかなか止まりません。その原因は、野党のていたらくにあります。

野党の最大の任務は、政権を倒して政権を奪取することです。そのために大事なものは、政府与党の政策より優る政策を野党が編み出し、それを国会審議やマスコミ報道を通じて有権者に確信させ、

選挙で勝ち、政権奪取を実現することです。かつて民主党が政権奪取した時には、もちろん自民党のスキャンダルなどにも救われましたが、高校授業料の無料化や、果たせなかった高速道路の無料化など、人々は民主党の政策に少なくとも希望を持ちました。しかし今は、国民に希望を持たせることができていません。「嘘でもいいから、だましてほしい」と国民は思っているかもしれませんが、それすらありません。

いま国会で野党が熱心なのは、スキャンダルの追及と安全保障問題ばかりです。前者で審議を遅らせるのは万年野党戦術ですね。後者は、依然として「ワシントンを選ぶか」「モスクワを選ぶか」という類の国論二分型メンタリティの亜流でしか考えられていません。

## ■経済再生に向けて

アベノミクスの主眼目が国民経済を安定させることだとすれば、そのための条件は2つあります。第1の条件は、国家が平和であり安全でなければならないということ。第2の条件は、資源を安定的に手に入れ、それで作られたものが安定的に売れる市場を確保することです。前者については、もちろん異論がありますが、安倍政権の考え方は日米同盟を強化することによって、その抑止力で安全を確保するという考え方です。後者については、TPPがまさにそれということです。つまり、2つの条件は去年の秋に一応両方とも完成しているのです。

TPPについては、「日本の農業をつぶすのか」とも言われますが、江戸時代に日本人口の95%以上を占めた農業人口は2%以下になりました。数の問題ではありません。いまでは質の問題です。競争力とは生産性の問題ですから、構造改革に取り組まなければなりません。

また、安全保障に関しては。確かに抑止力ですべてが解決できるわけではないでしょう。抑止力は相手の抑止力を生んで軍備競争を促進させ、将来は戦争にもなりかねません。つまり、抑止力は戦争を食い止めたこともあるし、引き起こしたこともあるのです。その「どちらか一方」に限られるわけではありません。

安倍内閣は、矛盾を抱えつつも、国民の生活が安定しそうなら支持され、そうでなければ支持が下がることになるでしょう。

## ■課題は“先進国病”の克服

今は“先進国病”の克服が課題です。“先進国病”とは、経済成長がストップし、少子高齢化が進行し、社会保障・社会福祉支出が増大することで、先進国のすべてが悩まされています。結果として、社会保険料と税金では社会保障、社会福祉が賸いきれなくなり、国債が発行されて膨大な借金の山になります。日本はそれが1千兆円を超えましたが、社会福祉を重視し、社会福祉を国の理念として、1人1票の民主主義を重視するだけで、自己点検を怠っていると、これは宿命とも言えます。

それはなぜか？ 社会福祉の恩恵を受ける人が多ければ多いほど、社会福祉国家の進行は進みます。お金のやり取りで見れば、出す方と、貰う方でプラスマイナス・ゼロの線がありますが、日本ではその線が世帯当たりの年収が560～570万円の結構高いところにあります。そしてこのラインで別れる人口の7割は貰う側で3割は出す側です。これは3年に1度厚生労働省が実施する所得再分配調査に出ています。つまり「社会福祉を削ろう、社会保障を削ろう」などと言って選挙に出れば当選しません。そこで国会議員は、口では「緊縮財政」だとか「財政健全化」と言いながらも、借金を増やし続けるのです。こういう自分たちの立場を守るために借金を増やし続ける状態は、何とかしなければいけませんね。

「健全財政」は「健全」というから良いかと思えば、とんでもない。とにかく財政を黒字に転換するために赤字を変革するとすれば、社会保障や社会福祉も減らすことになります。しかし、たとえばお年寄りの年金など社会保障や社会福祉は、今や日本経済を動かすものすごく大きな原動力（需要）になっています。それを切ったら経済が縮小し、どんどんそれがスパイラルになっていく「貧困への道」になるばかりです。



## ■経済政策の3羽の兎

では、どうしなければいけないのでしょうか。1つには、借金はこれ以上増やさないこと。2つ目は、税金や社会保険料はできるだけ引き上げないこと。3つ目は、社会保障支出もできるだけ減らさないことです。すなわち、捕まえなければならぬ兎は3羽で、この3羽の兎を同時に捕まえないとはいけません。この3羽の兎は、2羽だけ捕まれば、残りの1羽がとんでもない悪さをし、1羽だけ捕まれば、残りの2羽がとんでもない悪さをします。しかし、少なくとも「大きな政府の論理」と「小さな政府＝健全財政の論理」では、この3羽の兎を同時に捕まえることはできません。

ところが論理的には、経済成長によって、この3羽の兎は同時に捕まえることができるのです。経済成長をすれば、国民生活を傷めずに財政再建も実現できる、というのがアベノミクスの考え方なのです。

## ■アベノミクス成功に必要な三本の柱

では、それをどうやって実現するか。さまざまな意見があるでしょうが、「イノベーション」「教育」そして「日本人の働き方の根本的な改革」を重要な三本の柱として挙げるができると思います。

イノベーションとは「新しいアイデアから社会的意義のある新しい価値を創造し、社会的な大きな変化をもたらすこと」で、「自発的な人・組織・社会の幅広い変革を起こす」ということです。つまり「それまでのモノや仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて、新たな価値を生み出して社会的に大きな変化を起こすこと」で、単なる新しい技術そのものではありません。

ですから、どこかにあった技術ややり方をパ

クって持ってきたとしても、それが社会を変えて人々を豊かにすれば、それは十分に「イノベーション」にたりえます。その意味で、「ここでそんなことはできない」などということは言わせません。「ここでそんなことはできない」というのは「あなたたちがしないから」ということに過ぎません。

次に「教育」について。実は、これが「イノベーション」を阻害する要因になっています。なかでも、人間に等級の振り分けをするためのものになっている入学試験がいけません。

蟻の研究によれば、勤勉だと思われがちな蟻も、その2割か3割は働かないのだそうです。しかし、いざ危機になるとそうした蟻が喜々として働き出すとか。人間もまた同じで、いざとなったら分厚い中間の層から、必ず埋め合わせる者が出てきます。しかし、それをできないようにしているのが今の教育ではありませんか。

最大のリソースである偏差値中間層の人たちをいかに活用するのかということが大事です。とりわけ女性の潜在的な力をどうやって引き出すかが大事です。すなわち、女性をはじめ、いま十分にその能力が活かしきれていない人びとが人間らしく生きて自己実現ができて、なおかつ高い労働生産性を発揮するようにすること。「一億総活躍社会」にはこの芽があるとも見えるのです。

最近、安倍首相は「同一労働・同一賃金」ということを言い出しましたが、それはとてつもない爆弾ともいえるでしょう。同一労働・同一賃金ということと、年功序列・終身雇用制は、本来まったく相容れず、男女の賃金差別とも相容れません。さて、労働組合はどうするのでしょうか？ 長年、日本の組合運動をしている人たちが望んでいた「産業別の労働組合」をつくる良いチャンスでもあるはずですが。

すでに女性の半分は働いています。残り半分とは言いませんが、残り30%の人に働いてもらうと



して、この1回限りの新規労働市場への追加投入をするときに、この人たちの働き方をどれだけ人間らしいものにできるか。彼女たちの能力と生きがいとを十分に満たすものではないパートなどにしてはいけません。同一労働・同一賃金を実行することは、そこでも意味があるのです。

「日本人の働き方の根本的な改革」、日本人の働き方を変える一番のポイントとしては、「労働時間を賃金の算定の基礎にすること」から「成果を賃金算定の基礎」に変えなくてはいけないと思います。

日本人はドイツ人と並んで勤勉とよく言われますが、残念ながらそれは間違いです。給料の算定基礎が労働時間であるため、日本人の多くは、勤勉さを職場にいる時間と勘違いしています。しかし、勤勉さには「国際標準」があります。それは「働く人1人が、1時間の労働時間の中にどれだけの付加価値を生み出すか」、つまり労働生産性で測られます。OECD（経済協力開発機構）34カ国中、日本は一部の製造業こそトップクラスですが、全産業平均にすると19位とか20位ぐらいに過ぎません。トップのノルウェーやルクセンブルクでは、1時間あたり1人の労働者が80ドルあまりの付加価値を生み出すのに対し、日本の労働者は40ドルちょっと、つまり約半分に止まっています。

それは、日本では自発的な人・組織・社会の幅広い変革が行われていないからです。

労働生産性は、日本人の働き方や、企業や社会のあり方、協力のあり方を変えていけば向上します。そのためにもまず労働者側も使用者側も労働についての意識を根本的に変革する必要があります。

あります。そして、さらに就職のあり方、すなわち新卒一括採用も改める必要があります。

企業にすれば、要員計画に基づいて4月に員数が揃う今の採用方法は楽に見えます。しかし、業績が伸びそうなきときはたくさん採用して、そうないときは減らすという本来の雇用のあり方から見れば、9月に業績が伸びても翌年、場合によっては翌々年まで人員を確保できずにチャンスを逸すこともあり得ます。また、求職者にすれば、新卒の4月に正規採用されず就職浪人や卒業後に就活をすると“ハネ者”扱いをされています。一番悲惨なのは、いま40代ぐらいの就職氷河期にフリーターになった人たちです。25、30、35、40歳となるに従って、どんどん可能性が失われていきました。その人たちに、お情け的に社会保障・社会福祉の手を差し伸べるのか、それとも再チャレンジできるチャンスを広げるのか、どちらが良いかと言えば、後者のほうが良いに決まっています。そのためにも新卒一括採用は止めるべきです。

新卒一括採用があるから、「大企業に就職すれば安心」「定年まで大丈夫」となります。途中で、もしかしたら自分の能力を生かせる就職口があるかもしれない。でも動くのが怖いからそこに一生いる。それが変われば、可能性がどんどん増えてきます。新しい可能性や能力が発揮でき、1人当



たりの労働生産性が上がることになります。そういう意味で、日本人の働き方を変えることは、働く人の生き方の中身、クオリティ・オブ・ライフを向上させ、なおかつ日本経済を豊かにします。経済成長によって社会保障の問題と財政の問題を解決できる可能性が広がるのです。だからこそ、アベノミクスは外国で注目されています。

## ■大改革の困難

世界経済がもっとひどくなったら、もうアベノミクスどころの騒ぎではなくなります。だから、できるうちに日本人の働き方を変えていかなければいけません。そして日本人の自己実現と、経済的なアウトプットの向上を、同時に探らないといけません。ただ、黒船来航や敗戦時とは違い、外圧のない平時の今、大改革は大変だと思います。

シニカルに言えば、改革の一番早道は、日本経済がクラッシュすることかもしれません。老人は路頭に迷いますが、若者たちは日本をつくり変えてくれるでしょう。

仮に日本経済がクラッシュして、第二次世界大戦直後のような凄まじい最悪の状態になったとしても、日本人は再び国家主義やファシズムの道を歩むことはないと思います。日本人の圧倒的多数にはじゅうぶんに懲りていると私は思います。

でも、クラッシュをする前までに改革をする必要があります。ハードランディングよりソフトラ

ンディングの方がよいに決まっていますから。しかし、そのときに一番の抵抗勢力は誰かといえば、既得権益が一番脅かされる学歴の高い、大企業に勤めている年配の正規職員ということになります。その人たちは、ある意味でいろいろなところのオピニオンリーダーに他なりませんから、これはなかなか大変な壁ですが、それを乗り越えなければなりません。だからこそ大企業の正規職員が多い「連合」の労働組合が、どう今の状態を変えていくのか。それを主体的に考えていく中で「日本の再生」ということがあると思います。

ドイツ労働総同盟（DGB）は1950年代から、国論を二分するような議論に飛びつくことは止め、国民の生活をどうやって豊かにするのかという地道な議論をすることにしました。社民党も、「バート・ゴータスベルク綱領」（1959年）で同じく路線変更をしました。90年代のすさまじい失業を解消する目的で、もともとコール保守政権がやろうとしてできなかった「企業が人を解雇しやすくする政策」は社民党につぶされましたが、10年ぐらい後になんと、その社民党のシュレーダー政権が、この「解雇規制の緩和」政策をパクリました。その結果、今やドイツはヨーロッパの中で一人勝ちになりました。失業率も抑えたその経験をシュレーダーは何度も来日し講演しています。日本の経団連がドイツ社民党の話を求めているのです。ドイツの社民党は、日本の社民党や民主党とは大きく違うのです。

### 講師紹介

はぎ くに じゅん  
萩谷 順氏

＜現職＞ 法政大学法学部教授、ジャーナリスト、テレビコメンテーター

＜略歴＞ 東京大学卒業後、朝日新聞政治部、同カイロ特派員、ウイーン特派員、テレビ朝日「ニュースステーション」コメンテーターを経て2005年から法政大学教授、現在「スーパー」チャンネルコメンテーター

＜専門分野＞ 政治・経済（国内・国際）マスメディア論、教育

# 『自治研ちば』第20号を迎えて



千葉県地方自治研究センター理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光

## はじめに

2010（平成22）年3月に創刊された本誌は、本号で第20号を迎える運びとなりました。とてもお一人おひとりのお名前を挙げることはできませんが、極めて多数のみなみな様のご理解とご協力を賜りまして、ようやくここまで号を重ねることができました。月並みな言葉で恐縮ですが、心から感謝申し上げます。

千葉県地方自治研究センター（以下、「自治研センター」と略称で記します）は、2009（平成21）年12月19日に一般社団法人として設立総会を開催し、装いを新たに活動を再開しました。以来今日に至るまで、本誌は年3回の定期発行を続けて参りました。その創刊号には、井下田猛前理事長による「発刊にあたって」という巻頭言に当たる文章があります。

そこには、「本誌は、働く者たちのサイドに立脚しつつ鋭い問題意識のもとに、中・長期的課題はもとより時宜に応じて当面する課題の分析・検討や特集、講演会・学習会のまとめと記録、資料の発掘と収集、そして会員と市民・県民の要望や声などを極力盛り込んで、個性豊かな内容の誌面づくりをモットーとします」と記されています。今振り返れば必ずしも当時の思いと意気込みそのままに突き進んできたとは言えないところもあるかもしれません。しかし、いつまで続けられるのかと案じてくださる声を耳にしながらも、ささやかながら工夫を積み重ね、ここまで漕ぎ着けたことに、私たちは密かに喜びを噛みしめております。

本誌は、毎号の構成を多少変えてきました。と

はいえ、大きく内容を改めることはしていません。そこで、前号すなわち第19号に至るまでの主な内容を振り返ってみることに致します。

## 1. 問題提起と論考

まず井下田前理事長の「発刊にあたって」の「中・長期的課題はもとより時宜に応じて当面する課題の分析・検討」に相当するところ、すなわち、問題提起と論考を見ましょう。これには、巻頭言、講演記録そして論説が含まれます。

### (1) 巻頭言

「発刊にあたって」が創刊号の巻頭言にあたることはすでに記しましたが、続く第2号から本号に至るまで、巻頭言は【表1】に示すように、執筆者を交替しながら、毎号に欠かさずあります。改めて見ますと、その時々話題が織り込まれていることがわかります。

### (2) 講演等記録

次にほぼ毎号掲載されている記事は、講演等記録です。自治研センターは、毎年6月の定期総会に合わせて開催する講演会のほか、これもまた「時宜に応じて」ということになろうかと思いますが、幾たびか不定期の講演会を開催してきました。また、自治労千葉県本部が主催する千葉県地方自治研究集會にも共催として名を連ね、講演会等の開催に協力してきました。ときには講演者に引き続きパネルディスカッションへの登壇をお願いすることもありましたが、

**【表1】 巻頭言一覧**

創刊号 (2010年3月)	井下田猛 (理事長・姫路獨協大学名誉教授)	発刊にあたって
第2号 (2010年6月)	井下田猛 (理事長・姫路獨協大学名誉教授)	市民的決定と政治的決定の実現
第3号 (2010年10月)	佐藤晴邦 (副理事長)	地域で支えあうネットワークづくり
第4号 (2011年2月)	網中肇 (研究員)	地方議会 二元代表制を考える
第5号 (2011年6月)	宮崎伸光 (副理事長・法政大学教授)	東日本大震災で思う
第6号 (2011年10月)	若井やすひこ (理事・衆議院議員)	これまでの2年、これからの2年
第7号 (2012年2月)	佐藤晴邦 (副理事長)	大震災から見た「人間の連帯」
第8号 (2012年6月)	小川寛 (理事・弁護士)	主権者としての自覚と責務
第9号 (2012年10月)	結城康博 (理事・淑徳大学准教授)	不安を抱える今後の社会保障制度
第10号 (2013年2月)	佐藤晴邦 (副理事長・全国市町村職員共済組合連合会参与)	年金の世代バランス
第11号 (2013年6月)	佐藤俊一 (淑徳大学教授)	国力の衰退と大学生の学力低下
第12号 (2013年10月)	高橋秀雄 (副理事長)	自治研センターの3年半と今後について
第13号 (2014年2月)	黒河悟 (連合千葉顧問)	今年を私たちの求める政策が何かという認識を深める1年に
第14号 (2014年6月)	奥野総一郎 (衆議院議員)	後退する「地域主権改革」
第15号 (2014年10月)	佐々木久昭 (連合千葉議員団会議会長・千葉市議会議員)	分権改革20年と自治体議員の今後
第16号 (2015年2月)	網中肇 (理事・千葉県議会議員)	県議選 定数・区割り等 見直し無し
第17号 (2015年6月)	田嶋要 (衆議院議員)	統一自治体選挙を終えて
第18号 (2015年10月)	宮崎伸光 (理事長・法政大学教授)	立憲主義の崩壊過程から再生へ
第19号 (2016年2月)	若井康彦 (顧問・前衆議院議員)	新たな時代の未知なる道筋

それらも含め、本誌には、当日の録音反訳を基に、読みやすさを考慮して若干の編集を加えた稿を掲載してきました。【表2】は、それをまとめたものです。各分野の最前線で活躍される論者に講演をお願いしておりますので、大きく括ることは困難ですが、あえて言えばそれぞれに大局的な問題提起がなされており、たいへん興味深い内容をお伝えすることができました。また、パネルディスカッション等が加わるものについては、さらに当日の雰囲気や議論の深まりを感じていただけたのではないかと思います。

**(3) 論説**

論説につきましては、とくに主題に枠を設けていません。【表3】にまとめましたように、さまざまなテーマが論じられています。今後も幅広い有識者の論壇としての役割を果たしてい

きたいと考えています。なお、第13号に掲載した申氏の「公共サービス改革の国際比較とその担い手」は、もともとは2013（平成25）年10月26日に設定されていた自治研センター主催講演会のために準備されたものでした。ところがその日は、大型台風の影響により講演会の中止を余儀なくされました。そこで、講演予定稿を基に書き下ろしていただいたものです。

**2. 東日本大震災特集**

2011（平成23）年3月11日14時46分三陸沖を震源とするマグニチュード9.0最大震度7（栗原市）を観測した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」は、まさに未曾有の大災害をもたらしました。東北3県の被災が著しく、また福島第一原

【表2】講演等記録一覧

創刊号	大森彌 東京大学名誉教授	政権交代と公共サービスの再考	設立総会記念講演 2009年12月19日
第2号	結城康博 理事・淑徳大学准教授	民主党政権による社会保障政策のゆくえ	自治研センター主催講演会 2010年3月13日
第3号	高木健二 地方自治総合研究所研究員	2010年度の地方財政計画と千葉県の財政状況	第2回定期総会記念講演 2010年6月19日
第4号	名和田是彦 法政大学教授	『新しい公共』自治体でどう取り組むか パネルディスカッション 進行：宮崎伸光（副理事長・法政大学教授） パネラー：横山久雅子（白井市長） 菊地 謙（ワーカーズコープちば専務理事） 網中 肇（自治研センター研究員） 助言者：名和田是彦（法政大学教授）	第7回千葉県地方自治研究会 2010年9月25日 共催（主催：自治労千葉県本部）
第5号	廣瀬克哉 法政大学教授	今、地方議会に問われているもの	自治研センター主催講演会 2011年2月12日
第6号	菅原敏夫 地方自治総合研究所研究員	復興への地方財政の役割	第3回定期総会記念講演 2011年6月18日
第7号	武藤博己 法政大学大学院教授	『入札改革』社会的価値の追求と公契約 パネルディスカッション 司会：宮崎伸光（副理事長・法政大学教授） パネラー：遠峰正徳（市川市副市長） 鈴木 紘（全建総連千葉県連合会執行委員長） 藤代政夫（理事・千葉県議会議員） 助言者：武藤博己（法政大学大学院教授）	自治研センター主催講演会 2011年10月23日 自治労千葉県本部共同主催
第8号	楡井久 日本地質汚染審査機構理事長 茨城大学名誉教授	自然の法則・摂理を無視していた巨大広域開発への警鐘	自治研センター主催講演会 2012年2月18日
第9号	澤井勝 大阪市政調査会会長 奈良女子大学名誉教授	大阪都構想の現状 橋下市政の6ヶ月	第4回定期総会記念講演 2012年6月16日
第10号	鈴木直道 夕張市長	『夕張の今と未来』新たな可能性を創造するまちへ 対談 鈴木直道（夕張市長） 宮崎伸光（副理事長・法政大学教授）	第8回千葉県地方自治研究会講演 2012年9月22日 共催（主催：自治労千葉県本部）
第11号	上林陽治 地方自治総合研究所研究員 関東学院大学兼任講師	非正規公務員という問題	自治研センター主催講演会 2013年2月16日 （自治労千葉県本部共催）
第12号	上林得郎 神奈川県地方自治研究センター理事長 神奈川大学非常勤講師	安倍政権と地方行財政の行方	第5回定期総会記念講演 2013年6月15日 （自治労千葉県本部共催）
第14号	結城康博 理事 淑徳大学教授	高齢者を取り巻く地域力の可能性と限界 パネルディスカッション 司会：申龍徹（自治研センター主任研究員 ・法政大学大学院客員准教授） パネラー：東出健治（自治労千葉県本部退職者会会長 ・ケアマネージャー） 大塚美知雄（トータル介護サービスアイ 代表取締役） 結城康博（自治研センター理事 ・淑徳大学教授）	自治研センター主催講演会 2014年2月15日 （自治労千葉県本部共催）
第15号	今井照 福島大学教授	震災復興から地域再建へー原発避難と『移動する村』	第6回定期総会記念講演 2014年6月14日
第16号	杉田敦 法政大学教授	暴走する権力と民主主義 パネルディスカッション 司会：宮崎伸光（自治研センター理事長 ・法政大学教授） パネラー：小西洋之（参議院議員） 廣瀬理夫（弁在宅護士） 杉田 敦（法政大学教授）	第9回千葉県地方自治研究会講演 2014年9月20日 共催（主催：自治労千葉県本部）
第17号	秋山正子 白十字在宅ボランティアの会理事長	地域でいきいきと暮らし続けるために パネルディスカッション 司会：宮崎伸光（自治研センター理事長 ・法政大学教授） パネラー：土橋正彦（千葉県医師会副会長） 天野行雄（千葉県議会議員 ・連合千葉議員団会議長） 石井宏子（千葉県議会議員） 鏡 論（淑徳大学教授） コメンテーター：秋山正子（白十字在宅ボランティアの会 理事長）	連合千葉議員団会議調査研究事業第 1回シンポジウム基調講演 2015年2月7日 共催（主催：連合千葉議員団会議）
第18号	青山彰久 読売新聞本社編集委員	地方創生と地方自治	第7回定期総会記念講演 2015年6月13日 （自治労千葉県本部共催）

発からの放射性物質の飛散などもあり、世間の耳目が千葉県を素通りしがちなことは否めない事実ですが、この東日本大震災では、地震に起因するあらゆる被害が千葉県内にも及びました。本誌は、当初の予定を変更し、急遽特集を組みました。第5号（2011年6月）と第6号（同年10月）です。また、特集号の後にも関連する記事を積極的に掲載するように努めました。

【表4】は、その一覧ですが、なかでも第12号と第13号で紹介した自治労銚子市役所職員労働組合によるアンケート調査の報告集は、地震発生直後からの市役所職員の実体験等が生々しく綴られ、示唆するところの多いたいへん貴重な資料です。紙幅の事情で本誌には紹介記事しか載せられませんでした。自治研センターのウェブサイトにて全文を掲載しましたので、インターネットの環境さえあれば誰もが容易にアクセスできます。本誌単独の情報提供に止まらず、本誌を通じた新しい情報提供の途を拓くものにもなりました。

### 3. 各地の魅力再発見

本誌の特徴の1つとして、千葉県内各地を紹介していることも挙げられます。各地の事情を熟知している方による文章によって、魅力が再発見されたり、読者が実際に足を運んでみようと思うきっかけになることを期待しています。

#### (1) シリーズ 千葉の地域紹介

「シリーズ 千葉の地域紹介」は、創刊号以来毎号の巻頭言と共に休みなく連載が続いています。各号で紹介している地域は【表5】にまとめたとおりですが、これを地図で示してみると【図1】のようになります。この図から概ねまんべんなく取り上げているようにも見えますが、まだまだ残された自治体も少なくないことがわかります。

#### (2) 首長インタビュー

首長インタビューは、【表6】にまとめまし

#### 【表3】 論説一覧

第5号	佐藤俊一（淑徳大学教授） 平成の大合併とコミュニティの多重化
第7号	井下田猛（理事長） 地方自治と原発行財政
第8号	井下田猛（理事長） 自治体当初予算検討の視点
第9号	崎山比早子（高木学校） 低線量放射線リスクはなぜ過小評価されるのか
第11号	丸井敬司（元千葉県立郷土博物館館長） 千葉市における源頼朝の伝説と地域文化の創出に向けて
第13号	申龍徹（主任研究員・法政大学大学院客員准教授） 公共サービス改革の国際比較とその担い手
第17号	吉峯啓晴（弁護士） 岐路に立つ日本
第19号	佐藤晴邦（事務局長） 千葉県は日本の縮図
第19号	井上定彦（島根大学名誉教授） 安保関連法制に対する運動と築き上げる民主主義・自治

#### 【表4】 東日本大震災関連記事一覧

第5号	大網裕弥（銚子市職労） 見えてきた課題と今後の対応
第5号	中山高樹（浦安市市長公室長） 東日本大震災における浦安市の被災
第5号	井下田猛（理事長） 地震・津波・原発震災と緊急提言私案
第5号	宮崎伸光（副理事長・法政大学教授） 数字で掴む自治体の姿《番外編》 数字で伝わる震災の記録
第6号	菅原敏夫（地方自治総合研究所研究員） 復興への地方財政の役割
第6号	角川雅夫（習志野市総務部生活安全室長） 東日本大震災における習志野市の被災と今後の取り組み
第6号	塚本弘毅（ジャーナリスト） 通信部日記 東北の通信部で過ごした7年余
第8号	塚本弘毅（ジャーナリスト） 大震災・福島第一原発事故から1年の被災地を歩く
第10号	滝本明良（連合千葉副事務局長） 東日本大震災後の東京電力の取り組み
第11号	黒澤澄朗（八千代市農業委員） 東京電力福島第一原子力発電所と農産物被害（八千代市）
第12号	大網裕弥（銚子市役所職員労働組合） 私たちの責務は語り継いでいくこと（銚子市）
第13号	大網裕弥（自治労銚子市役所職員労働組合） 東日本大震災体験アンケート報告集を発行
第18号	藤原寿和（千葉県放射性廃棄物を考える住民連絡会事務局長） 指定廃棄物最終処分場（長期管理施設）をめぐる現状と問題点

たように、数こそまだ少ない企画です。とはいえ、個々の自治体が置かれた状況に即した具体的な政策が話題に上るため、読み応えのある内容が多く含まれます。インタビュー記事を通じて、首長の知らなかった側面を垣間見る思いがしたという感想を当該自治体の職員の方からいただいたこともあります。

【図1】シリーズ 千葉の地域紹介



【表5】シリーズ 千葉の地域紹介一覧

創刊号	茂原市 茂原市の夏の風物詩 鶴澤輝光 (茂原市役所)
第2号	香取市 歴史的資源を活用したまちづくり 吉田博之 (香取市職員組合執行委員長)
第3号	銚子市 「東洋のドーバー」 銚子屏風ヶ浦 平野寛 (銚子市役所)
第4号	我孫子市 召ませ！ 白樺派のカレー 嶋田繁 (我孫子市役所)
第5号	神崎町 発酵の里・健康笑顔のまち こうざき 浅野憲治 (神崎町役場)
第6号	市川市 ガーデニング・シティ いちかわ
第7号	鴨川市 「自然と歴史を活かした観光・交流都市」をめざして
第8号	木更津市 ライジング木更津 笑顔の数が増えてゆく
第9号	鎌ヶ谷市 世界につながる人と文化の交流拠点「鎌ヶ谷」
第10号	芝山町 活力ある 緑の大地と空がふれあうまち・芝山
第11号	旭市 豊かな自然が作り上げる健康都市・旭
第12号	市原市 未来へ向けて 夢発信 いちはら 須藤和人 (市原市職員労働組合)
第13号	流山市 「水と緑と歴史のまち・流山」を失ってはならない 梶間恒夫 (流山市職員組合)
第14号	柏市 みんなでつくる安心、希望、支え合いのまち 柏 武田新 (柏市職員組合)
第15号	松戸市 「矢切の渡しと野菊の墓」ゆかりのまち 松戸 飯沼秀雄 (松戸市職員組合)
第16号	佐倉市 歴史と文化 一年を通じて花の咲くまち 佐倉市企画政策課
第17号	四街道市 こどもが真ん中。 みどりいっぱい四街道市でくらす 四街道市シティセールス推進課
第18号	白子町 九十九里浜の温暖な気候と豊かな自然に恵まれたまち 北田和弘 (白子町住民課課長補佐)
第19号	勝浦市 美味しさや歴史にあふれた関東の避暑地 笹原和行 (勝浦市役所企画課広報統計係長)

【表6】首長インタビュー一覧

第5号	根本 崇 (野田市長) 野田市長、巨大地震と公契約を語る
第6号	宇井 成一 (香取市長) 香取市長、震災対策を語る
第8号	熊谷 俊人 (千葉市長) 大都市問題
第9号	岩田 利雄 (東庄町長) 東庄町の現状と課題
第13号	長谷川孝夫 (鴨川市長)
第15号	越川 信一 (銚子市長)
第19号	猿田 寿男 (勝浦市長)

## 4. 実践報告

千葉県内においてどのような政策課題があり、それぞれの課題についてどのような人あるいは団体が解決に向けて努力されているかをなるべく多面からお伝えすることは、本誌の大切な役割であり、努めていきたいと心得ております。そこで、種々の実践報告も本誌にとって重要な位置を占めます。

### (1) 公共の担い手

政策課題に向けた種々の取り組みとしては、必ずしも自治体や国といった行政にとらわれることなく、多様な主体に着目してきました。NPOやボランティア活動など、相互の情報流通に悩みを抱えるところは少なくありません。また、活動を紹介することで新たな参入が期待される側面もあります。**【表7】**は、本誌がこれまで取り上げてきたものの一覧ですが、まだまだ数、種類とも少ないことを自覚しており、各方面からの情報提供を期待しております。

なお、**【表7】**には「公共の担い手」と題されたシリーズに限らず、内容からここに含まれることが妥当と判断したものを含んでいます。

### (2) 市町村行財政に係る取り組み

市町村の行財政に係る取り組みについては、各市町村議会の議員諸氏が多く執筆の労をとっていただきました。また、事情に詳し

**【表7】 公共の担い手一覧**

第2号		NPO法人子育て支援グループハミングちば
第3号	大塚美知雄	トータル介護サービス アイ
第4号	虎岩 雅明	パソコンプレックス解消大作戦と地域での世代間交流のきっかけづくり・TRYWARP
第5号		地域コミュニティの再生に貢献・VAICコミュニティケア研究所
第6号	川嶋 正和	ミクロネシア連邦と日本の交流
第6号	根岸 淳一	千葉市成年後見支援センターの取組みについて
第7号	菊地 謙	生活保護受給者と社会的参加の場づくり
第8号	多田 正志	市民向け公開講座の運営と公共サービス民営化の受託（我孫子市）
第9号	大野 一敏	東京湾三番瀬保存運動に取り組む
第10号	武田 智	松戸市清掃協業組合
第11号	伊勢 和枝	社会福祉法人 銚子市社会福祉事業団
第12号	石井なおみ	公益財団法人 ちば県民保健予防財団
第14号	鎌田 行平	東日本大震災東北被災地復興支援「ちばの絆」プロジェクト推進会議について（酒々井町）
第15号	志村はるみ	あなたの寄付が地域を支える未来をつくる
第16号	東出 健治	「NPO法人 成年後見サポートアイ」設立
第18号	小柳 光廣	「千葉県労働者福祉協議会」生活困窮者自立相談支援事業等への取組み

い元職員の方にも原稿を依頼しました。**【表8】**に一覧をまとめました。

**(3) 千葉県行財政に係る取り組み**

千葉県の行財政に係る取り組みについては、一覧をまとめた**【表9】**に見るとおり、千葉県議会の議員諸氏に原稿の執筆をお願いしました。

**5. 基礎講座**

本書は、読者の自治体政策の研究に資するべく、その基礎を提供する連載講座も当初から企画しました。

そうした連載記事の第一は、創刊号から第11号まで欠かさず続いた井下田前理事長の「房総の自治鉅脈」でした。ご自身が「発刊にあたって」で示された「資料の発掘と収集」を实践されたまさに労作で、歴史に学ぶ姿勢を率先して示されたものでした。しかし、大変残念なことに連載①は絶筆となってしまいました。なお、本連載は、遺作として別に一著にまとめられました。

また、長期の連載記事としては、拙稿「数字で

**【表8】 市町村行財政に係る取り組み一覧**

創刊号	小川寛（弁護士） 松戸市消防局のパワハラ訴訟の顛末と問題点
創刊号	編集部 国が動かないから地方から変える！ —野田市公契約条例 2/26に業務委託入札を実施
第2号	三瓶輝枝（理事・千葉市議会議員） 千葉市の平成22年度予算について
第3号	加瀬庫蔵（銚子市議会議員） 銚子市立病院 1年8ヶ月ぶりに再開
第3号	ふじしろ 政夫（鎌ヶ谷市議会議員） 北総鉄道運賃値下げと地方自治
第3号	川島邦彦（酒々井町議会議員） 小さな自治体の継続に向けて
第4号	高橋秀雄（事務局長） 市役所の窓口最前線から
第5号	東出健治（元千葉市就労相談員） 千葉市の雇用推進事業
第6号	黒澤澄朗（八千代市農業委員） 若者に農業をやってみたいと思われる農業を！
第7号	能登甚五（脱原発・市川市民の会） 脱原発へ…小さな一歩でも！
第7号	水口剛（東金市議会議員） 東日本大震災と地方自治体の危機管理
第8号	井原慶一（佐倉市議会議員） 佐倉市議会報告
第10号	布施貴良（千葉市議会議員） 市政改革の推進力としての議会の役割について
第11号	鈴木陽介（四街道市議会議員） 市議会議員一年生の奮闘記
第12号	石原よしのり（市川市議会議員） ペット問題への取組み
第13号	岡部順一（君津市議会議員） まちづくりの重要なポイントは地域自治会!!
第14号	白鳥誠（千葉市議会議員） 千葉市の平成26年度予算と財政課題について
第15号	三瓶輝枝（千葉市議会議員） 財政再建と公共サービスの両立を

掴む自治体の姿」もあります。本号を含めて3回の休載と2回の番外編がありますが、まだ連載は継続中です。

さらに、執筆当時は当自治研センターの主任研究員（法政大学大学院客員准教授）であった申龍徹・現山梨県立大学准教授による「自治体政策形成のキーワード」が5回連載されました。

以上の連載講座につきましては、**【表10】**に各回の主題をまとめました。

**6. 資料紹介**

各種資料を紹介することも、本誌に課せられた

**【表9】 千葉県行財政に係る取り組み一覧**

第2号	天野行雄（理事・千葉県議会議員） 平成22年度一般会計予算について
第6号	ふじしろ政夫（理事・千葉県議会議員） 千葉県平成23年度補正予算から何を見るか？
第7号	矢崎堅太郎（千葉県議会議員） 液状化に強い街へ
第8号	石井宏子（千葉県議会議員） 子ども達の未来のために
第9号	網中肇（理事・千葉県議会議員） 千葉県の外郭団体における仕組み債問題について
第12号	小宮清子（千葉県議会議員） 人間らしく生きぬける県政を
第13号	堀江はつ（千葉県議会議員） 財政健全化へ起債残高を減らすことを提案
第14号	藤代政夫（理事・千葉県議会議員） 平成26年度千葉県予算をどう読みとるか
第14号	湯浅和子（千葉県議会議員） 「千葉県いじめ防止対策推進条例」の成立
第18号	安藤じゅん子（千葉県議会議員） 男女ともにいきいきと輝く平和な千葉へ！
第19号	鈴木陽介（千葉県議会議員） 千葉県にオリンピック・パラリンピックがやってくる！
第19号	野田剛彦（千葉県議会議員） 県政改革！

役割です。公益財団法人地方自治総合研究所や全国各地にある自治研センター・研究所の刊行物をはじめ、当自治研センターが収集した資料は随時本誌においてもお知らせしています。

ここでは、新聞記事の要約を紹介する「千葉県地方自治関係記事」についてのみ【表11】に一覧をまとめました。なお、自治研センターにお運びいただければ、「千葉県地方自治関係記事」の切り抜きファイルはどなたでもいつでも閲覧可能です。

## 7. その他の自治研センター活動記録

### (1) 自治研活動紹介

当自治研センターは、自治労が提唱し各地で実践されている自治研活動を応援し、その推進に向けて協力をしています。たとえば、すでに触れましたが、自治労銚子市役所職員労働組合による東日本大震災に係るアンケート調査は、まさに優れた自治研活動ですが、その広報には

**【表10】 連載講座一覧**

	井下田猛 「房総の自治脈脈」	宮崎伸光 「数字で掴む自治体の姿」	申龍徹 「自治体政策形成のキーワード」
創刊号	連載① 夜明けを切り拓いた群像	連載①	
第2号	連載② 差別・制限選挙制度と千葉市の事例	連載② 人口	
第3号	連載③ 自治封殺に抗した無産派の営為	連載③ 面積と人口密度	
第4号	連載④ 戦後直後期の県内選挙動向	連載④ 産業構造と市町村類型	
第5号	連載⑤ 相次ぐ自治体革新首長の誕生	番外編 数字で伝わる震災の記録	
第6号	連載⑥ 自治体警察の登場と 公選制教育委員会の動向	連載⑤ 歳入の状況(1) 地方税	
第7号	連載⑦ レッドバージと県知事・参院補選に勝利	連載⑥ 歳入の状況(2) 地方交付税（その1）	
第8号	連載⑧ 川鉄の誘致と東電千葉火力発電所の登場		
第9号	連載⑨ 県内軍政と米軍基地と 九十九里射撃場問題	連載⑦ 歳入の状況(3) 地方交付税（その2）	
第10号	連載⑩ 京葉臨海工業地帯の造成と県の対応	連載⑧ 歳入の状況(4) 国庫支出金・都道府県支出金	
第11号	連載⑪ 県内で初めて公害予防闘争に勝利	連載⑨ 歳入の状況(5) 地方債	
第12号		番外編② 県内各町村の 財政健全化に係る指標	連載① 新しい社会の形を求めて
第13号		連載⑩ 歳出の状況(1) 目的別歳出	
第14号		連載⑪ 歳出の状況(2) 目的別歳出（その2）	連載② 条例で拓く自治体政策
第15号		連載⑫ 歳出の状況(3) 性質別歳出	連載③ 市民協働を軸とする総合計画
第16号		連載⑬ 歳出の状況(4) 充当一般財源	連載④ ICTを活用する自治へ
第17号		連載⑭ 歳出の状況(5) 経常収支比率	連載⑤ 2015年度予算で見る政策重点
第18号			
第19号		連載⑮ 収支状況	



当自治研センターのウェブサイトを活用していただいています。その他の既報は、本誌第13号の嶋田繁（我孫子市職員組合書記次長）『「手賀沼ふれあい清掃」からまちづくりへ』および第18号の大網裕弥（自治労銚子市役所職員労働組合）「地域の再生に挑む『夕張』のいま」の2件で、その件数はわずかですが、今後ご紹介をしていきます。

## (2) 自治研センター活動成果報告

本誌そのものが当自治研センターの活動成果であることに違いはありませんが、それ以外にも有形無形の実績があります。なかなかその全体像をお示しすることはむずかしいのですが、一部については次の2つの稿があります。

発行図書紹介、網中肇（理事・千葉県議会議員）「医療なくして子育てできず」第11号所収。

行政サービス研究会報告、井原慶一（研究員）「千葉県内市町村の行政サービスの比較調査結果まとまる」第19号所収。

## むすび

以上、第19号までの本誌を振り返りました。もちろん、ここまで挙げたもので内容の全てが網羅されたわけではありません。たとえば読者からの投稿などもありますが、ここでは省略いたしました。

冒頭でもご紹介いたしました「発刊にあたって」では、本誌の目標として「集团的・組織的な地方自治研究を下敷きとしながら当センターの狙いと作風として、地方自治の新たな理論と実践のたしかな指針を発信・提示すること」が掲げられています。私ども本誌の編集に関わる者は、これを前

【表11】千葉県地方自治関係記事一覧

第4号	井下田猛 (理事長)	千葉県地方自治関係記事	第1分冊 (2010/03/28 ~ 05/31) 第2分冊 (2010/06/01 ~ 07/30) 第3分冊 (2010/08/01 ~ 10/06)
第5号	鶴岡美宏 (研究員)	新聞の切り抜き記事から	第4分冊 (2010/10/10 ~ 12/02) 第5分冊 (2010/12/03 ~ 2011/02/06) 第6分冊 (2011/02/07 ~ 04/08)
第6号	鶴岡美宏	新聞の切り抜き記事から	第7分冊 (2011/04/06 ~ 06/22)
第7号	鶴岡美宏	新聞の切り抜き記事から	第8分冊 (2011/06/24 ~ 09/23) 第9分冊 (2011/09/26 ~ 12/07)
第8号	鶴岡美宏	新聞の切り抜き記事から	第10分冊 (2011/12/08 ~ 2012/02/22)
第9号	鶴岡美宏	新聞の切り抜き記事から	第11分冊 (2012/02/22 ~ 05/11) 第12分冊 (2012/05/12 ~ 08/24)
第10号	鶴岡美宏	新聞の切り抜き記事から	第13分冊 (2012/08/26 ~ 12/04)
第11号	鶴岡美宏	新聞の切り抜き記事から	第14分冊 (2012/12/04 ~ 2013/02/23)
第12号	鶴岡美宏	新聞の切り抜き記事から	第15分冊 (2013/02/23 ~ 05/28) 第16分冊 (2013/05/29 ~ 08/29)
第13号	鶴岡美宏	新聞の切り抜き記事から	第17分冊 (2013/08/30 ~ 11/06)
第14号	鶴岡美宏	新聞の切り抜き記事から	第18分冊 (2013/11/06 ~ 2014/01/16) 第19分冊 (2014/01/17 ~ 03/17)
第15号	鶴岡美宏	新聞の切り抜き記事から	第20分冊 (2014/03/17 ~ 06/02) 第21分冊 (2014/06/03 ~ 08/18)
第16号	鶴岡美宏	新聞の切り抜き記事から	第22分冊 (2014/08/19 ~ 11/06)
第17号	鶴岡美宏	新聞の切り抜き記事から	第23分冊 (2014/11/07 ~ 2015/02/06) 第24分冊 (2015/02/10 ~ 03/31)
第18号	鶴岡美宏	新聞の切り抜き記事から	第25分冊 (2015/04/01 ~ 06/05) 第26分冊 (2015/06/06 ~ 09/10)
第19号	鶴岡美宏	新聞の切り抜き記事から	第27分冊 (2015/09/11 ~ 12/03)

理事長の遺訓として継承し追究して参ります。

本稿を結ぶにあたり、改めまして本第20号に至るまでの間ご支援を賜りましたみなみな様に厚く御礼を申しあげますとともに、今一度井下田猛前理事長の言葉を「発刊にあたって」から引き、私どもの変わらぬ決意といたします。

「本誌を介して人びとを輝かせ、市町村を輝かせ、そして千葉県全体を生きいきと光輝させる媒体となるように努めます。」

# 総務相の電波停止発言の問題点と報道の自由について



衆議院総務委員会野党筆頭理事 衆議院議員 **奥野総一郎**

報道の自由度の世界ランクが、安倍政権になって急降下（2010年11位→2016年72位）した。さらに、国連調査団から「日本の報道機関の独立性は深刻な脅威に直面している」との指摘も受けている。いったい我が国の表現の自由はどこへ行ってしまったのか。本稿では「総務相の電波停止発言の問題点と報道の自由について」取り上げる。

## 1 電波停止とは

総務大臣は、放送法と電波法上、放送局の全部の番組を停める（電波停止）、免許を取り上げることができる、など強大な権限を持っている。以下、放送法の構造についてみてみたい。

「放送」とは、「公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信」（放送法第2条1号）と定義されている。「公衆」つまり「不特定多数」の方に向けて、電波（地上波、BS、CS、ラジオ。以下「地上波放送等」という）や光ファイバー等（CATV等）を通じて発信されるのが「放送」である。

放送を規律しているのは、「放送法」であるが、電波を経由する地上波放送等は、「電波法」の規律も受ける。ここで特徴的な点は、放送は、「事業免許」ではなく、「設備免許」の体裁をとっていることだ。つまり、放送事業が免許の対象となるのではなく、あくまで、地上波放送等であれば無線局が適切に運用されるかどうか、という技術的観点から「免許」を受けることになる。これはCATV等も同様であり、番組内容を直接規制しない構造になっている。そうした前提の下、電波法・

放送違反の場合、総務大臣が、その放送局全部の放送を停めることができ、さらには免許を取り消すこともできる。

これが電波停止規定だ。放送違反かどうかは、総務大臣が自ら判断できる。つまり、総務大臣が放送法違反だと判断すれば、電波停止を命じることができることになるのだ。放送法及び電波法は、強大な権限を総務大臣（かつては郵政大臣）に与えている。これは、表現の自由を守るため「設備免許」とした構造と矛盾しているように見える。ここで、放送法成立の経緯を見てみたい。

## 電波法

第76条 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2・3（略）

4 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

(1)・(2)略

(3) 第一項の規定による命令又は制限に従わないとき。

## 2 放送法の沿革

### 2-1 通信放送委員会

放送法・電波法は、昭和25年6月1日に施行された。実は、このとき、電波監理委員会設置法が施行されている。GHQは、現在の米国のFCCのような独立行政委員会に電波法・放送法を所管させて監督を行わせる構想を持っていた。委員長1名、委員7名(内閣総理大臣が任命、国会同意)からなる委員会が、合議して放送局の監督を行う仕組みを作った。つまり合議制の監督機関を前提に強い権限が規定されたのだ。

ところが、時の吉田内閣は、マッカーサーの後任のリッジウェイが昭和26年5月1日、占領下の法令を再審査する権限を日本側に移譲するとして声明を発すると、独立行政委員会の見直しを一挙に進めた。この結果、昭和27年7月31日、電波監理委員会は廃止され、放送法・電波法の監督権限は、郵政大臣が持つことになった。

### 2-2 放送番組編成の自由

上記の経緯で郵政大臣が、強い監督権限を持つことになったが、その後40年間、放送番組の内容に政府が介入することはなかった。それは、制定以来放送法が番組内容への干渉を認めないと解釈され続けたからである。

放送法は、第3条で、「放送番組編成の自由」

を規定している。「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。」この規定によれば、「法律に定める権限」があれば、番組に「干渉」できることになる。そこで具体的に、何が「法律に定める権限」かが問題となるが、以下に見るように、少なくとも番組内容に関する第4条はこれにあたらなるとされてきた。

なお、放送法第3条が、憲法第21条の保障する「表現の自由」の中核をなす「報道の自由」を受けての規定であり、憲法第21条が「公共の福祉」による制限を規定していないことから、違憲だとする説も有力である。

放送法は第4条に「国内放送等の放送番組の編集等」として

「第4条 放送事業者は、国内放送及び内外放送の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。

四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」

と定めている。この規定は、放送局が守るべき倫理規範であり、法規規範性はないとの解釈が採られてきた。つまり、第3条にいう「法律に



安倍総理、高市総務大臣に「電波停止」問題で質問する奥野総一郎氏（本年2月29日、衆議院予算委員会）

定める場合」には当たらないとされてきたのである。この解釈の下、放送法制定後、40年間、番組への介入は行われて来なかった。

### 2-3 アフタヌーンショー事件

放送法第4条に法規範性が認められるきっかけとなったのがアフタヌーンショー事件であった。「そ〜なんですよ。川崎さん」で有名なワイドショー番組だったが、ディレクターが暴走族にリンチを指示して撮影した画像を放送した「やらせリンチ事件」を起こして打ち切られた。世論の非難に応えるため、放送法第4条第1項第3号の「報道は事実をまげないですること」に違反したとして、初めて放送局に行政指導（嚴重注意）が行われた。郵政省が解釈を変更し、放送法第4条に法規範性を認めたのだ。

以後、やらせが問題になるごとに、第3号違反を根拠に行政指導が行われるようになる。

### 2-4 椿事件

放送法第4条第1項第2号の「政治的公平性」が最初に問題になったのは、椿事件であった。1993年、細川連立政権が成立。その直後の9月、テレビ朝日椿報道局長が、日本民間放送連盟の第6回放送番組調査会の会合の場で、「今は自民政権の存続を絶対に阻止して、なんでもよいから反自民の連立政権を成立させる手助けになるような報道をしようではないか」との方針で局内をまとめた、という趣旨の発言を行ったと報道された。これを受けて、郵政省放送行政局長が緊急記者会見で、放送法に違反する事実があれば電波法第76条に基づく無線局運用停止（電波停止）もありうることを示唆した。「政治的公平性」違反による「電波停止」が言及された初の事例となる。

翌1994年8月、テレビ朝日は内部調査の結果を郵政省に提出した。この中でテレビ朝日は、特定の政党を支援する報道を行うための具体的な指示は出ていない旨報告した。

これを受け郵政省は、テレビ朝日に対する免許取消し等の措置は見送り、「役職員の人事管

理等を含む経営管理の面で問題があった」として嚴重注意（行政指導）が行われた。この行政指導は、放送法の目的等に関連して行われ、「政治的公平」違反は問われなかった。

関連して、1994年3月24日衆議院通信委員会において、郵政省放送行政局長が「政治的に公平であることは、政治上の諸問題を扱う場合には、不偏不党の立場から、特定の政治的見解に偏することなく、色々な意見を取り上げ、放送番組全体としてバランスのとれたものでなければならぬ」と答弁をしている。「政治的公平」とは「放送番組全体としてバランスのとれたもの」という解釈が、以後採られることになる。

### 2-5 行政指導の自粛

その後、放送法第4条第1項第3号（「報道は事実をまげないですること」）に基づく行政指導は、頻繁に行われた。第一次安倍内閣の菅総務大臣は、「あるある大辞典」事件をきっかけに「虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送であって国民生活に悪影響を及ぼすものを行ったと認められる場合」に総務大臣が「再発防止計画の策定及び提出」を求めることができるとする放送改正案を提出した（2007年）。

国会での議論そして世論の反対もあり成立に至らず、以後政府の行政指導は行わず、第三者機関であるBPO（放送倫理・番組向上機構）がその任にあたることで決着した。

## 3 第二次安倍政権の報道への介入

総務省（省庁再編により2001年から放送は総務省の管轄となった）は、椿事件以後「政治的に公平であること」について、「放送事業者の番組全体を見て判断する必要がある」との解釈に立っていた。この解釈であれば、「集团的自衛権」の解釈改憲について違憲であるという特集番組を作っても、他の番組で、政府の見解を報道すれば「政治的公平」であるということになる。さらに言えば、放送局の全番組をチェックすることは困難な

ので「政治的公平」違反を問うことは事実上できないことになるし、電波停止もできないことになる。また、第一次安倍政権の後、福田・麻生・民主党政権では、大臣名の行政指導は行われなくなっていた。この枠組みを壊したのが、第二次安倍政権であり高市総務大臣なのだ。

### 3-1 選挙報道への介入

2014年の衆議院選挙直前、安倍総理は、出演したNEWS23（11月18日）でアベノミクスに厳しい声が放送された際、「これ、全然声が反映されていません」と不快感を示した。その直後（11月20日）、自民党からNHK及び在京放送テレビ局に対して「公平中立などを求める要望書」（萩生田自民党筆頭副幹事長名）が渡された。さらにその後（11月24日）テレビ朝日の「報道ステーション」に対して「アベノミクスの効果が大企業や富裕層のみに及び、それ以外の国民には及んでいないかのごとく断定する内容」の報道を行ったとして、同様の文書が渡された。個別の番組に名指しで介入したのだ。

### 3-2 クローズアップ現代への行政指導

クローズアップ現代の「出家詐欺」という番組中で過剰演出があったとの週刊誌報道を受け、高市総務大臣は、BPOに委ねるとのルールを変え、自ら大臣名の嚴重注意（行政指導）を行った。この事件を契機に、国谷キャスター降板の流れが作られていく。

### 3-3 川崎発言

2015年4月17日自民党情報通信戦略調査会にNHK、テレビ朝日が呼ばれた。NHKはクローズアップ現代の「過剰演出」問題、テレビ朝日は、古賀発言問題について、それぞれ説明を求められた。内容は非公開であったが、終了後、川崎会長が電波停止について言及したと報道された。古賀発言は、上述した選挙報道への介入に抵抗したディレクターの解任に抗議するためといわれている。

## 4 電波停止発言

### 4-1 解釈変更

高市総務大臣は、2015年5月12日参議院総務委員会藤川委員の質問に対し、

「放送法第4条第1項第2号の『政治的に公平であること』について、総務省としては、これまで、～中略～基本的には、一つの番組というよりは、放送事業者の番組全体を見て判断する必要があるという考え方を示して参りました。

他方、一つの番組のみでも、例えば、

- 選挙期間中又はそれに近接する期間において、殊更に特定の候補者や候補予定者のみを相当の時間にわたり取り上げる特別番組を放送した場合のように、選挙の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合、
- 国論を二分するような政治課題について、放送事業者が、一方の政治的見解を取り上げず、殊更に、他の政治的見解のみを取り上げて、それを支持する内容を相当の時間にわたり繰り返す番組を放送した場合のように、当該放送事業者の番組編集が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合

といった極端な場合においては、一般論として『政治的に公平であること』を確保しているとは認められないと考えております」と答弁した。従来の解釈を補うものと言っているが、明らかに個別の番組について「政治的公平」違反を問うことができるよう、解釈変更を行ったのだ。

### 4-2 放送法遵守を求める視聴者の会（視聴者の会）の公開質問状

視聴者の会（ケント・ギルバート氏他）は、昨年5月、読売・産経に「『メディアとしても（安保法案の）廃案に向けて声をずっと上げ続けるべきだ』という岸井氏の発言は、この放送法第4条の規定に対する重大な違反行為だと私達は考えます」「さらに、私たちは放送を所管する総務省にも、見解の見直しを求めます」として平成19年の総務大臣答弁、「番組全体」を見て

### <朝日新聞2月9日1面>

高市早苗総務相は8日の衆院予算委員会で、放送局が政治的な公平性を欠く放送を繰り返したと判断した場合、放送法4条違反を理由に、電波法76条に基づいて電波停止を命じる可能性に言及した。「行政指導しても全く改善されず、公共の電波を使って繰り返される場合、それに対して何の対応もしないと約束するわけにいかない」と述べた。

民主党の奥野総一郎氏が放送法の規定を引いて「政権に批判的な番組を流しただけで業務停止が起こりうる」などとただしたのに対し、高市氏は「電波法の規定もある」と答弁。電波停止などを定めた電波法76条を念頭に、「法律は法秩序を守る、違反した場合は罰則規定も用意されていることで実効性を担保すると考えている」と強調した。

そのうえで高市氏は、「私の時に（電波停止を）するとは思わないが、実際に使われるか使われないかは、その時の大臣が判断する」と語った。

放送法4条は放送の自律を守るための倫理規範とされてきたが、高市氏はNHKの過剰演出問題で、行政指導の根拠とした。この点についても「放送法の規定を順守しない場合は行政指導を行う場合もある」との考えを重ねて示した。

政治的公平性を判断するという解釈の見直しを求めた。

同趣旨の質問状が昨年11月26日に総務大臣宛にだされており、高市総務大臣は文書で、上記の藤川答弁と同じ内容を回答した。総務大臣が、一団体の質問状に文書で回答することは異例である。意図的なものを感じざるを得ない。

結局、こうした流れの中で、岸井降板が決まる。

#### 4-3 電波停止発言

この解釈の下では、例えば上記の岸井発言を理由に、総務大臣の判断で4条「政治的公平」違反を問うことができる。つまり、キャスター

の個別の発言について「政治的公平」違反を理由として、その放送局全体の電波を停めることができることになる。私はこの点を危惧して、電波停止を行わないよう、確認をしようとした。

この記事にもあるように高市大臣は否定をしなかったのだ。そして安倍総理も私に対して「一つ一つの番組を見て全体を判断するのは当然だ」と答弁した（予算委員会3月1日）。政権が「個別の番組」をチェックする、つまり事後「検閲」をしようとしているようなものである。高市大臣は、この答弁を現在も繰り返している。

## 5 まとめ

憲法は、「報道の自由」を含め、表現の自由を保障するとともに、一切の検閲を禁じている。安倍総理の憲法軽視の姿勢がここにも現われたと言える。

これまで述べたように安倍政権は、歴代政権とは明らかに異質だ。放送法の運用については謙抑的であるべきではないか。安倍政権の報道への介入が、4キャスター（大越・岸井・国谷・古舘）の退任など「報道の萎縮」につながっているのは間違いない。まさに、「日本の報道機関の独立性は深刻な脅威に直面している」。

安倍政権と国会の場でしっかり戦うとともに、どのような政権が出てきても「報道の自由」を守ることができるよう放送法制全般の見直しに取り組んで行きたい。

### 奥野総一郎 プロフィール

昭和39年7月	神戸市生まれ
平成元年3月	東京大学法学部卒業
17年4月	総務省退職（調査官）
21年8月	衆議院議員選挙初当選
26年12月	衆議院議員選挙3期目
現 在	国会対策副委員長・総務委員会理事

## 県議会報告

# 指定廃棄物の最終処分場をめぐる動向について

千葉市が受け入れ拒否

環境省 市の再協議要請に応じず 今後の展開を注視

千葉県議会議員（千葉市中央区選出） **あみなか肇**



## 1. 地域の不信をあおる環境省の対応

平成27年4月24日、環境省は、千葉県内で発生した放射性物質で汚染された指定廃棄物の最終処分場を、千葉市中央区蘇我の東京電力千葉火力発電所敷地内に選定しました。この選定は、千葉県議会・千葉市議会議員選挙が終了した直後に唐突に発表され、また、千葉市への正式な伝達が行なわれる前に、マスコミ報道が先行するなど、地域の不信・不安を増幅させる大変問題のある環境省の対応でした。

これを受けて、平成27年6月8日、千葉市議会は、「千葉市内での指定廃棄物処分場・建設候補地・選定について再協議を求める決議」を採択し、翌9日には環境省へ申し入れました。そして、翌日10日、千葉市長も、環境省に同趣旨の申し入れを行いました。

また、同年7月29日、千葉市町内自治会連絡協議会（市連協）も市長に対し、候補地選定を白紙に戻し再選定するよう環境省に申し出ることを要望しました。

そして、同年12月14日には、環境副大臣が千葉市を訪れ、処分場建設のための詳細調査の実施について改めて協力を要請

しましたが、千葉市長は「市民の理解は得られない」としてこれを拒否しました。

平成28年2月、環境省は茨城県における指定廃棄物の処理方針として、保管自治体での分散保管を容認しました。環境省は茨城県においては

- ① 焼却灰など比較的性状が安定している指定廃棄物が公的機関にしっかりと保管されていること
- ② 当初から濃度の低い指定廃棄物が多く時間の経過により8,000ベクレル/kgを下回るようになってくると通常の廃棄物と同様に既存の処分場などで処理できる状況になること
- ③ 濃度の高い指定廃棄物が多量にかつ分散しているゆえに災害等のリスクに備えて長期管理施設を整備しなければならないとは言い難い状況



になってきたこと

等を理由として分散保管を容認しました。

千葉市も同様の分散保管を環境省に求めているものの、茨城県とは指定廃棄物の保管状況等が異なるとして認められていません。

また、環境省は指定廃棄物の指定解除ルール(案)を明らかにしましたが、一定の放射能濃度を下回った(指定)廃棄物を一般の廃棄物として処理することについても有識者等から疑問の声が上がっているところとなっています。



新港清掃工場(美浜区)での保管状況

## 2. 指定廃棄物をめぐる現状

### ○指定廃棄物とは

福島第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質は、風によって広域に移動・拡散し、雨などによって地表や建物、樹木などに降下・付着しました。

ある一部は、剪定した枝などのごみとしてごみ焼却場に運ばれ焼却された結果、放射性物質により汚染された焼却灰が発生しました。また、ある一部は、下水に流入し、下水処理場での処理過程で放射性物質により汚染された下水汚泥が発生しました。

これらによって発生した、放射性物質により汚染された廃棄物のうち、1 kg 当たり8,000ベクレルを超え、環境大臣が指定したものが、指定廃棄物とされ、国の責任のもと適切な方法で処理することとされました。

### ○千葉県内の指定廃棄物はどこに？

多くの指定廃棄物は、その指定廃棄物が排出された、ごみ焼却施設、下水処理施設などの敷地内で保管されており、千葉

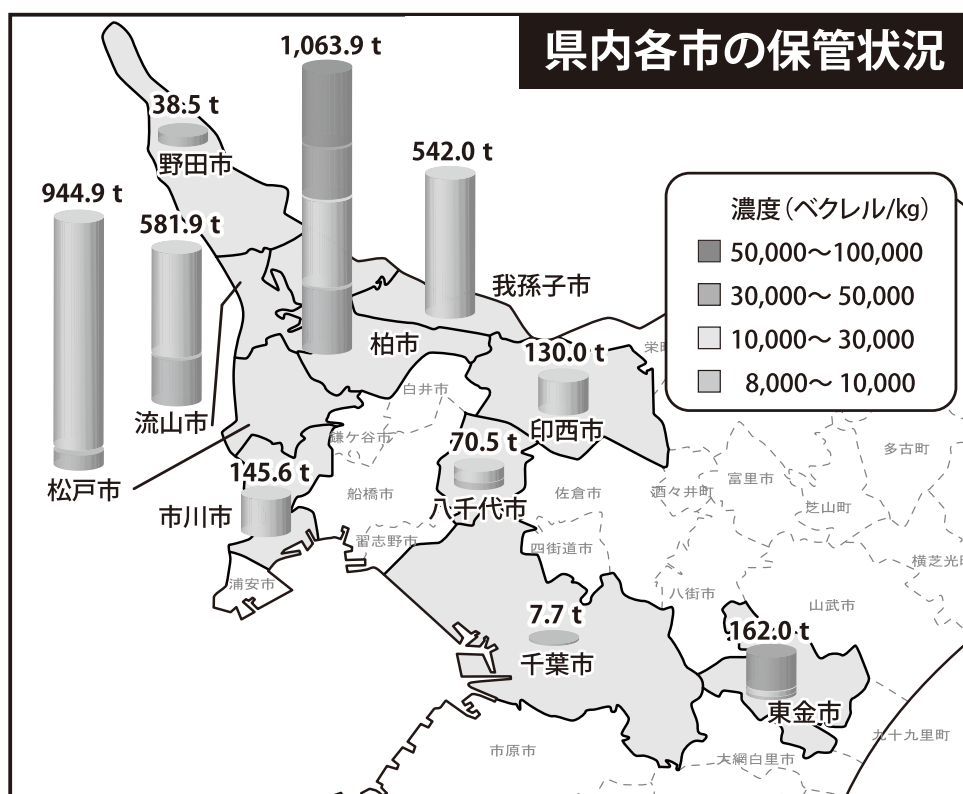
市では新港清掃工場内で管理・保管されています。

### ○千葉県内の指定廃棄物の保管状況は？

千葉県内における指定廃棄物の総量は約3,700トン。その市別の保管状況は下図のとおりとなっています。

### ○最終処分場とは？

指定廃棄物を長期にわたって管理する施設であり、最終的にはそこで埋立て処分、つまり最終処分される場所となります。





### ○最終処分場の大きさ、構造は？

環境省は、処分場は右図のとおりとなると説明しています。

### ○「最終処分場」と「長期管理施設」の違いとは？

平成27年4月13日に環境省が開催した有識者会議で、「最終処分場」から「長期管理施設」に名称変更されたもので、実質的には同じものと考えられます（本稿では「最終処分場」とします。）。

### ○なぜ、1か所での処理なのか？

#### 各市がそれぞれ処理すればいいのでは？

環境省としては、1か所に集約した方が管理・監視しやすく、万が一の場合も対応しやすいためとしています。

しかし、茨城県では分散保管が認められることとなりました。千葉県の市町村長会議でも同様の対応を求める議論がありましたが、環境省は茨城県と千葉県の指定廃棄物の保管状況が異なることから、千葉県における分散保管は認めませんでした。

### ○指定廃棄物最終処分場の詳細調査候補地に

#### 選定されたことの意味とは？

最終処分場を設置することについて、その安全性等について詳細な調査をするということであり、その調査で安全性が確認されれば、最終処分場が設置されることとなると考えられます。

### ○候補地になった経緯は？

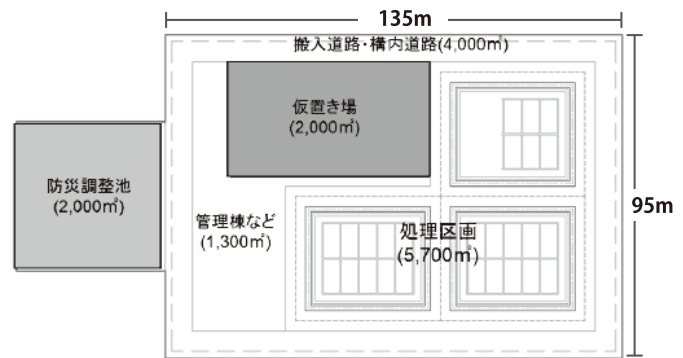
環境省は、4回の市町村長会議、8回の指定廃棄物処分等有識者会議を開催しました。

市町村長会議では、最終処分場として県内1か所に集約する、民有地も候補の対象とする、県の廃棄物処理施設の立地等に関する基準を準用することなどが決定されました。有識者会議では、候補地の選定手法等が決定されました。

これらの結果、環境省は詳細候補地を蘇我に決定しました。

### ○市町村長会議ではどのような議論がなされたのか？

第3回目（全4回開催）の会議では、環境省が



◎大きさは約1.5ヘクタールとしています。(環境省資料から)



◎コンクリート2重構造の堅固な施設としています。

(環境省資料から)

提案する県内1か所での処理について、出席した市長や町長らから異論が噴出しました。

それにも関わらず、環境省は1か所で処理する方向で強引に議論をまとめました。

そして、県は、候補地の選定にあたって国有地・国有林のみならず民有地も対象とすること、また、県の廃棄物処理施設の立地等に関する基準に配慮をするよう環境省に提案し、了承されました。


### ○候補地の選定過程は？

環境省は、有識者会議及び市町村長会議での議論を踏まえ、以下の3点をもとに検討し、候補地を決定しました。

- (1) 安全等の観点から避けるべき地域を除外  
地すべり、斜面崩壊、土石流、洪水、雪崩、活断層、津波、火山噴火などの可能性がある場所を除外
- (2) 利用可能な国有地に加え、県から提案のあった民有地を含む土地の中から、必要面積が確保可能な土地を抽出


(3) 安心等の観点から、右図の4点について、それぞれ5点満点で点数付けし、候補地としてより望ましい土地を抽出

①生活空間からの距離




500m以下	500m超 1000m以下	1000m超 2000m以下	2000m超 4000m以下	4000m超
1点	2点	3点	4点	5点

②水源からの距離



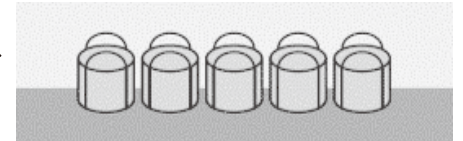
500m以下	500m超 1000m以下	1000m超 2000m以下	2000m超 4000m以下	4000m超
1点	2点	3点	4点	5点

③自然の豊かさ(※植生自然度については下表参照)



植生自然度 10・9	植生自然度 8・7	植生自然度 6	植生自然度 5.4	植生自然度 3・2・1
1点	2点	3点	4点	5点

④指定廃棄物等の保管量



0t	0t超 10t以下	10t超 100t以下	100t超 1000t以下	1000t超
1点	2点	3点	4点	5点

総合評価20点満点中

/20

(環境省資料から)

◎この結果683か所について右下の一覧表(一部抜粋)のとおりとなり、総合評価16点で最高点になった、東電敷地が候補地となったとのことです。(同点の2番は民有地であり、当該土地所有者が使用予定ありとのことで除外されたとのこと。)

### 植生自然度

(環境省資料から)



### 考察

環境省による市町村長会議の進行、まとめ方は、強引で無理があったと考えます。ここからやり直す必要があると考えます。

また、県は民有地も候補地とすること、県の廃棄物処理施設の設置基準を準用することを提案し、環境省

### 総合評価結果一覧表

番号	所在市	面積 (ha)	①生活空間からの距離	②水源からの距離	③自然の豊かさ	④指定廃棄物の保管量	総合評価
1	千葉市	3.4	4	5	5	2	16
2	千葉市	2.0	4	5	5	2	16
3	柏市	5.4	1	4	5	5	15
4	柏市	2.1	1	4	5	5	15
5	柏市	7	1	4	5	5	15
6	柏市	6.5	1	4	5	5	15
7	柏市	2	1	4	5	5	15
8	柏市	4.8	1	4	5	5	15
9	柏市	7.2	1	4	5	5	15
10	柏市	2.7	1	4	5	5	15

以下、続く。(環境省資料から)

はこれを即時に了承しましたが、かなり不自然さを感じられます。つまり、東電敷地ありきだったのではないかと考えられる可能性があったのではないかと思います。

全4回をとおして環境省・千葉県シナリオどおりに会議は進められ、市町村長会議であるにも関わらず、市町村の意見は採用されませんでした。極めて強い違和感を感じざるを得ません。

また、第5回の有識者会議では、10段階の植生自然度のうち、自然度1. 2. 3. 4は除外され、6. 7. 8ぐらいの「ちょうどほどよいところ」が候補地になるだろうという、座長の発言がありました。ちなみに蘇我の候補地は自然度1です。つまり、自然度6. 7. 8ぐらいの「ちょうどほどよいところ」が候補地としてふさわしいものであり、自然度1の蘇我の候補地は全く候補地たり得ないと考えられます。そもそも、この指標自体が、人口密集地・市街地ほど処分場にふさわしいという、

通常感覚では理解できないものとなっています。

同様に、準用することとなった県の廃棄物処理施設の設置基準についても、この対象はあくまでも単なる「廃棄物」であり、放射性物質を含む「指定廃棄物」にまでその対象を拡大することについて、受け入れることはできないものと考えます。

### 3. 他県の候補地の状況

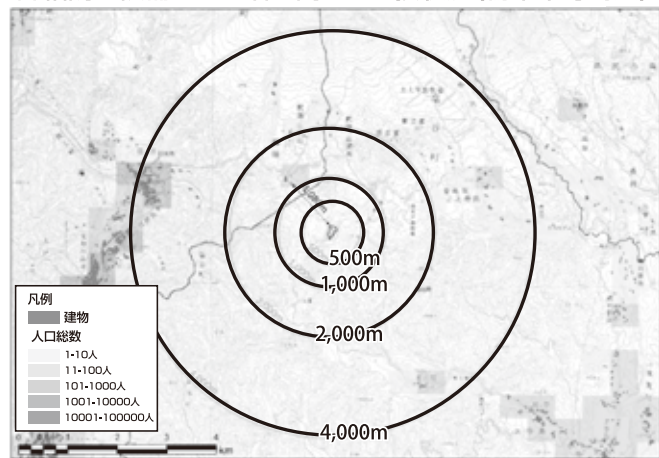
宮城県では3カ所、栃木県では1カ所の候補地が選定されています。それぞれの候補地と生活空間の近接状況は下図のとおりとなっており、千葉県の特異性が際立っています。

#### 考 察

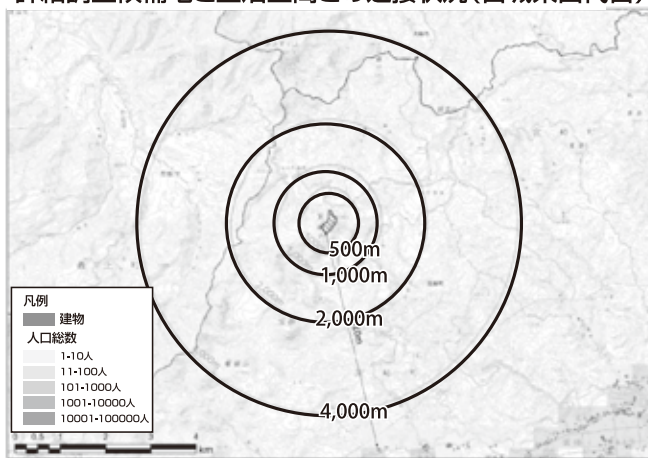
宮城県、栃木県の候補地は山の奥深くで、住家があるようなところではありません。

千葉県のように処分場のすぐそばで勤務する

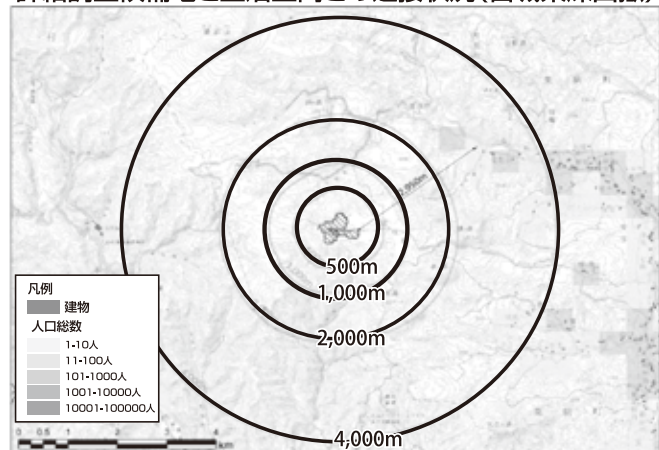
詳細調査候補地と生活空間との近接状況(栃木県寺島入)



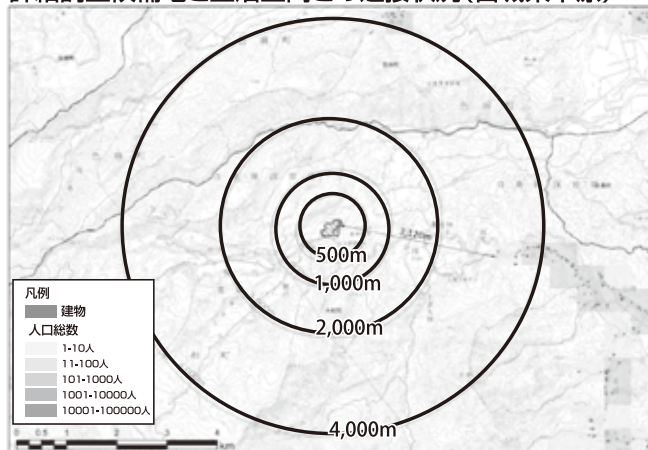
詳細調査候補地と生活空間との近接状況(宮城県田代岳)



詳細調査候補地と生活空間との近接状況(宮城県深山獄)



詳細調査候補地と生活空間との近接状況(宮城県下原)



(環境省資料を一部加工)

方々がいたり、人口密集地に隣接しているのは極めて特異です。

これは千葉県からの提案で、民有地も候補地の対象としたためです。他県では、原則、国有地・国有林が対象となっています。

#### 4. 最終処分場を受け入れる危険性等についての環境省の見解

- 津波（市の津波ハザードマップでは避難対象地域となっている）のリスクは？

候補地の地盤高は4 m程度あり、巨大地震が起きた場合に想定される最大の津波高は3 m程度。さらに防潮堤を設置することで津波対策を図るとしています。

- 液状化（県の液状化マップでは液状化危険度最高ランクの地区となっている）のリスクは？

地下の固い地盤まで基礎杭を打つなどの対策工を十分に行えば対処可能としています。

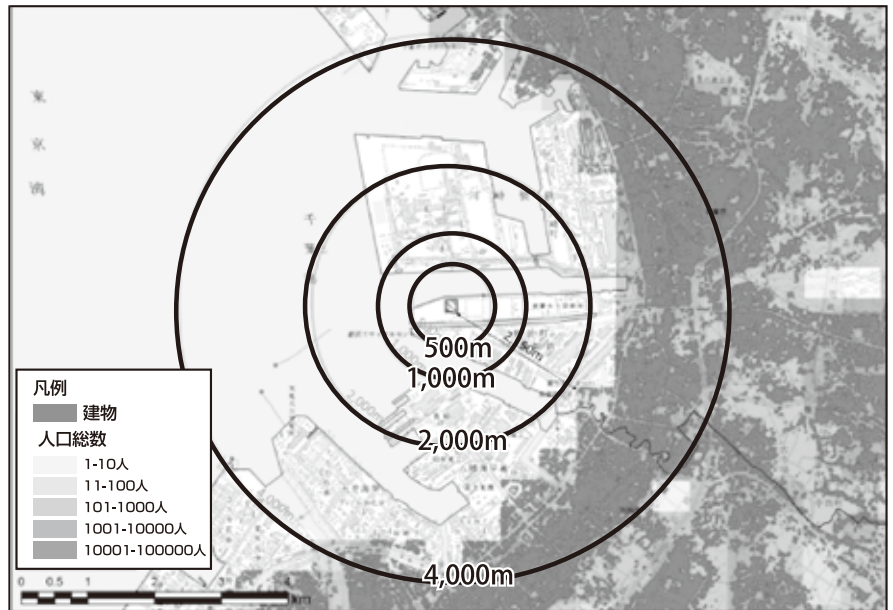
- 東京湾に隣接しているリスクは？

最終処分場は水を出さないので漏出はない。地震等でも壊れないよう堅固な施設を造る。万が一漏出しても、ベントナイト混合土等で外部への流出を防ぐとしています。

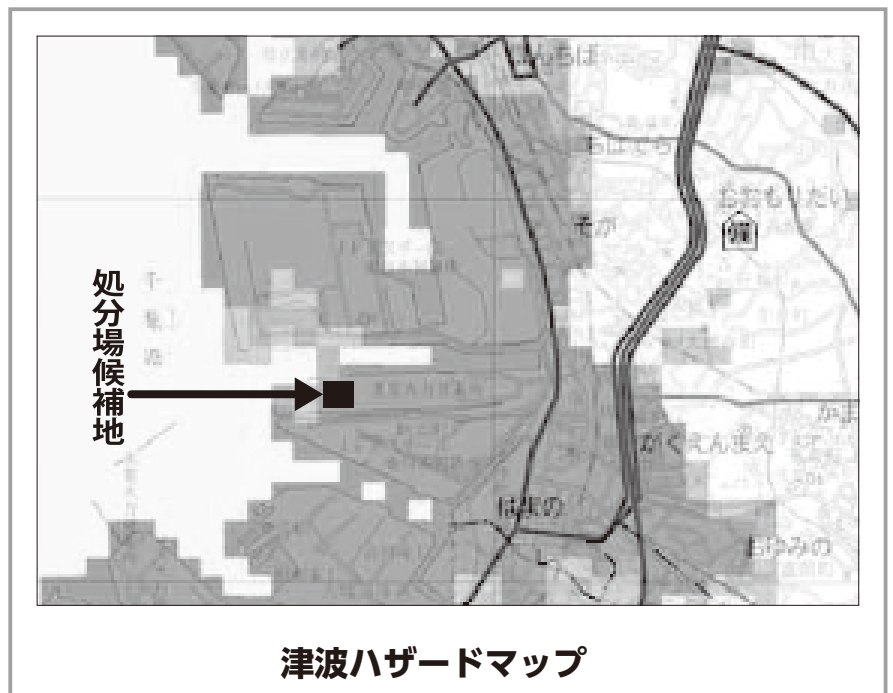
- 工場地帯隣接のリスクは？

県の基準では建物から50m以上離れていれば処分場を設置できるとされています。

#### 詳細調査候補地と生活空間との近接状況（千葉県千葉市）



(環境省資料を一部加工)



- 人口密集地に隣接するリスクは？

選定手法を踏まえ総合的に選定したもので、十分な距離があるとしています。

- 地価下落など風評被害のリスクは？

風評被害が生じないように、十分に説明をしていくとしています。

- 健康へのリスクは？

試算によれば、覆土によって遮蔽された施設

の境界から2,150mの場所（およそ、施設から最寄りの住居までの距離）で、1年間に受ける追加的な被ばく量は、1,000兆分の2マイクロシーベルトであり、自然界から約1,000億分の3秒間に受ける被ばく量と同程度のため、周辺住民への健康に対する影響は無視できるレベルとしています。

### • 3,700トンの指定廃棄物を搬送するリスクは？

指定廃棄物が飛散・流出しないよう、容器などに収納するほか、密閉式の車両を使用するか、遮水シートで覆うなど、雨水が浸入しないよう搬送するとともに、住宅街や通学路を避けたり、運送の時間帯に配慮するとしています。

### • 受け入れた場合のメリットは？

環境省は指定廃棄物を保管している5県が対象の地域振興費を50億円予算計上しています。

具体的には不明ですが、最終処分場を受け入れれば、1県当たり10億円程度の地域振興費が国から予算措置されるものと考えられます。

## 考 察

### • 人口密集地に処分場は不適

環境省は、長期保管施設の堅固さ、液状化対策、津波対策、海への漏出対策等の技術論において、しっかりとした対策を講じるので安全だとしていますが、福島での事故を目の当たりにした我々からすれば「安全神話」は崩れ去っています。万が一の時を想定すれば、人口密集地のすぐそばにこれらの施設を設置することはリスクが高く、到底容認できません。

### • 千葉県の地域事情が一切考慮されないなど多くの問題

他県では、地域の独自事情として、観光地が候補地選定から除外されたり、分散処理が検討されるなどしています。千葉県だけは、他県以上に候補地の範囲を広げる一方、独自事情が考慮されないなど、今回の選定にあたっては多くの疑念が生じざるを得ません。

### • 再検証が不可能なデータは受け入れ不可

25頁の総合評価結果一覧表では、候補地が存在する市町村名までは分かりますが、それより細かいデータは一切公表されていません（民有地のため、プライバシー保護の観点から公表不可とのこと）。

これでは、第三者が、環境省が公表した上記データの信頼性を検証することができません。環境省のデータをただ信じるしかない状況は大きな問題と考えます。現に、栃木県では、県が設置した有識者会議が、環境省が候補地選定に使用した国立公園等のデータに欠落等の誤りがあることを指摘し、環境省もこれを認めたところでした。また、環境省は千葉市議会に提出した資料に誤りがあったことも認めています。

そもそも、住民に公表できない資料をもとに選定すること自体に問題があり、詳細を公表することができないと分かっている民有地を候補地選定の対象としたことにも問題があると考えます。

以上を踏まえれば、環境省に対し、候補地選定のやり直しをするよう引き続き求めざるを得ないと考えます。また、あらためて保管自治体での分散処理を検討するなど、住民の意見に十分配慮した対応を求めていく必要があると考えます。

## あみなか肇 プロフィール

**経歴** 慶応義塾大学法学部政治学科卒業  
政策研究大学院大学政策研究科修士  
国家公務員採用Ⅰ種（現：総合職）  
千葉市職員・総務省事務官

**現在** 県議会総合企画水道常任委員会委員  
前千葉県がん対策審議会委員

# 千葉市の国家戦略特区指定と ドローン活用を含めた市議会報告



千葉市議会議員（千葉市美浜区選出）**田畑 直子**

## ■平成28年度予算の特徴 地域活性化に向けて、未来への投資

本年2月に開会された千葉市議会の平成28年第1回定例会では、平成28年度予算議案として、一般会計4,004億円（前年度比2.6%増）、特別会計4,368億2,000万円（前年度比6.2%減）、合計8,372億2,000万円（前年度比2.2%減）の過去最大額が提案されました。

市議会では歳入の確保や歳出の削減のため、市税徴収の徹底や、事務事業の見直しなどに努めていることや、財政健全化に向けて、市債残高や債務負担行為支出予定額などの主要債務総額が減少したことを評価し、議案を可決しました。

今年度の予算では、市民生活における喫緊の課

題を解消するため、高齢化への対応として介護予防・認知症対策の拡充や、女性の社会進出に伴う保育所や学童保育の定員拡充など、福祉施策の充実が図られました。さらに、人口減少社会において都市間競争に勝ち抜くための地域活性化策として、東京オリンピック・パラリンピックの開催準備事業や、都市アイデンティティ確立のためのプロモーション事業、国家戦略特区に係る事業計画の策定（1,300万円）等の予算を計上したことが特徴的でした。

## ■幕張新都心における国家戦略特区指定

その中で、幕張新都心が国家戦略特区に指定されたことに注目が集まっています。幕張新都心とは、幕張メッセやオフィスビル、ホテル・ショッピング施設、学校・教育機関、集合住宅・海浜公園などの大規模施設を有した、就業者約57,000人、居住者約25,000人、就学者約11,000人、年間来街者約4,820万人が活動する、『「職・住・学・遊」が融合した未来型の国際都市』をコンセプトとする千葉市三大都心の一つです。2020年東京オリンピック・パラリンピックは、幕張メッセで7種目の競技が開催されるほか、県企業庁の売却した土地では、住宅地区としての大規模な開発（総供給戸数約4,500戸を予定）が進むなど、今後の発展が期待されています。



## ■国家戦略特区の提案

千葉市が国家戦略特区に提案した6事業の中で最も期待されているのが、無人飛行機（ドローン）による宅配サービスの実施です。物品を積んだドローンが東京湾臨海部の物流倉庫（アマゾン、楽天、佐川急便等と協力）から、海上や河川の上空を飛行して幕張新都心内の集積所に着陸し、さらにそこから住宅地区の高層マンション各戸へ宅配します。4月11日には、千葉市のほか、内閣府や市内のドローンを研究するベンチャー企業も参加し、幕張新都心において、ドローンによる物資輸送のデモンストレーションが行われました。

医薬品の宅配も検討されており、TV電話等を通じ、薬剤師による服薬指導を実施し、医薬品のネット販売を可能とする規制緩和も行います。さらに、ドローンを活用して不審者・侵入者に対するセキュリティーサービスも実施するとのことです。ドローンは、日本において、まだ十分な理解と利用の普及には至っていない新しい技術ですが、千葉市では、4月に専門展示会として国際ドローン展が開催されたほか、消防局では、総務省から無償貸与されたドローンによって、災害時に現場の撮影や有毒ガスの検知等を行うための訓練が始

まっています。今後、ドローンの新たな活用や技術の進化が期待され、成長する産業であるといえます。

二つ目の提案は、ロボットタクシーの無人運行と、パーソナルモビリティ（小型電動コンセプトカー・電動車いす・移動支援ロボットセグウェイ等）のシェアリングサービスの実証実験です。ロボットタクシーの無人運行では、国際免許証を持たない訪日外国人の乗車・運行も検討するとのことです。

三つ目の提案は、既存マンションを活用した民泊です。幕張新都心には6つのホテルがあり、年間約130万人が宿泊しています。今後、オリンピックの開催等により、約1,000室の宿泊施設の不足が見込まれることから、マンションの一部を宿泊施設として利用できるようにします。東京都大田区や大阪府では、適切に民泊を行うため、すでに条例制定に取り組んでいます。千葉市においても、地域住民の住環境を守りながら、効果的に民泊を運用できるよう、議会側から提言していかなければなりません。

四つ目の提案は、幕張メッセで開催されるイベントなどと連携し、利便性・魅力向上につながるよう、駅前広場や道路空間に多言語看板・ベン



ドローンによる物資輸送の実演（破線の円内がドローン）

チ・オープンカフェを設置することです。これは、2012年3月公開の「幕張新都心の持つ魅力を高めるための区市共同調査」の中でも効果的な取り組みとして提言されており、観光客の回遊性を高め、滞在時間を長くすることで、経済効果につなげるようとするものです。

さらに、追加提案として、外国人創業者における在留資格の基準緩和と、地域限定保育士試験の実施の二事業が提案されました。

私は、地域限定保育士試験の実施に注目しています。

千葉市は急速に増加する保育ニーズに対応するため、保育所の定員拡充に努め、平成26、27年度は政令指定都市初の2年連続保育所待機児童ゼロを達成しました。今年度は、11名の待機児童が生まれましたが、その要因の一つとして、保育士の不足により、受入れ人数を減少せざるを得なかった施設が存在が挙げられています。首都圏では、保育士不足が深刻となっており、自治体では、就職していないいわゆる潜在保育士の研修制度や就職

あっせんを積極的に行っていきますが、十分な確保には至っていません。千葉市では、平成27年度から保育所ニーズがピークになると予測される平成31年までに、新たに約600人の保育士が必要になると見込んでいます。この地域限定保育士試験を年二回実施すること

により、人材を確保することで、高い保育の質を保ちながら、量の拡大が可能となり、さらには市内に在住している女性の社会進出促進につながることを期待されます。全国的にも保育士試験を年二回実施する県が増加しているなど、取り組みが進んでいますが、首都圏における人材確保の厳しさは今後も続くことが予想されることから、千葉市独自の人材確保を促進していきたいと考えます。

これらの特区の実施は、国内外観光客にアピールするためにも、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年を踏まえ、検討していくとのことです。

## ■関連事業を合わせて展開し、 更なる地域活性化・魅力向上を目指す

千葉市ではほかにも幕張新都心に関わる施策を展開しており、相乗効果が期待されます。

### ・グローバルMICE強化都市にも選定

千葉市では国際会議開催補助金制度を実施し





ており、誘致の実績を伸ばしています。更に昨年、千葉県とともにグローバルMICE強化都市に選ばれ、MICE誘致におけるアドバイザー派遣等が受けられることになりました。

#### ●市内企業立地促進事業補助制度の拡充

今までも企業立地を促進するため、補助制度を充実させてきましたが、今年度は補助対象業種にドローン関連産業・MICE関連産業を対象業種に追加するほか、補助要件の緩和や補助内容の拡充を行うこととしました。

#### ●「海辺のグランドデザイン」の策定

幕張新都心に隣接する日本一の長さ（4.3km）の人工海浜を生かすため、「海辺のグランドデザイン」が策定されました。グランドデザインでは、既存施設の活性化や民間企業との協働が掲げられており、今後、観光資源・市民の憩いの場としての魅力が向上し、幕張新都心とともに千葉市の顔となることが期待されます。

### ■市として考える目的と効果

千葉市に国家戦略特区の目的とその効果について聞いたところ、

- 先端技術を集約した取り組みや、外国人や女性などの人材の多様化や裾野の拡大に加え、多様な価値観などを尊重する取り組みであり、日本の産業競争力の強化などに大きく貢献する。
- 世界に向けて日本の先端技術を活用した未来都市をアピールする効果は極めて高い。
- オリンピックレガシーの創出や国際競争力の強化とともに、これら近未来技術を活用した取り組みにより、すべての人がストレスフリーな生活を享受できる「ユニバーサル未来社会」の実現に資するものである。

との見解で、東京オリンピック・パラリンピック開催とともに、特区指定という大きな機会を生かさなければならないという意気込みを感じました。

### ■議会として、どの評価していくか？

議会として、このような新たな挑戦は、地方都市を活性化させる起爆剤として、期待するものの、市民生活を守る立場として、事業が円滑に進み、成果が出るよう検証していかなければなりません。私としては、

- 人口減少社会における地方自治体の生き残りをかけ、都市ブランドの確立と価値向上につながる先進的な取り組みは重要。実績をあげ、事業が継続し、定着するよう努めること。
- 既存の住民・団体・企業に対し、ドローンの安全性やプライバシー保護の確保等、十分な理解を得られるよう努め、新しい街づくりを共にを行い、地域全体で効果を受益できるよう工夫すること。
- 幕張新都心の魅力・認知度向上による経済効果を千葉駅周辺・蘇我副都心をはじめとした市域全域に波及するよう取り組むこと。
- 市民生活に直結する福祉・子育て・教育等の予算の確保を最優先とし、投資的な部分については、事業内容を精査し、費用対効果を考え、適切な予算投入をすること。など長期的な視点を持ち、評価していきたいと考えます。

今後も、幕張新都心の発展が千葉市の活性化に大きく寄与するものとなり、千葉市が県内自治体をけん引し、将来を担う世代にとって希望の持てる都市となるよう、活動していきます。

#### 田畑 直子 プロフィール

東京女子大学出身

2011年 千葉市議会議員当選

現在 市議会議員2期目（現職）

公共の担い手

# ～もう一度自力で歩きたい、 もう一度働きたい～



社会貢献者表彰式典にて

社会福祉法人あかね 理事長 **金子 楓**

1990年代、視覚に障害を持った者の就労は、あん摩・マッサージ・指圧、鍼、灸のいわゆる三療業が主であり、一般的には「なににもできない」と考えられていました。残念なことに、今もその考えはあまり変わっていません。

その当時、病気や事故で視覚に障害を受け、視力低下・視野狭窄が進行し、日常の生活はもとより就労することや家事をすることが困難となり、やむを得ず職場を離れなければならないという辛い経験をしてきた仲間たちがおりました。その眩き…「見えなくなっても、それでも働きたい」という視覚障害者たちの声から、私たちの施設は生まれました。

## ■作業所ができるまで——行政との格闘

中途視覚障害者たちが集まる中で「働きたい」という声が高まってきました。当時、市内にはいくつかの身体障害者福祉作業所がありました。そ

こに問い合わせをして、障害の説明をします。しかし「視覚障害」と話すと、説明が終わらないうちに「うちの施設では定員の空きなし」…この一言で断られてきたのです。

既存の施設で断られるのなら、「自分たちで視覚障害者が働ける施設をつくりたい」——有志が集まり、行政に働きかけました。けれども、なかなか首を縦には振りませんでした。一番の壁は「視覚障害者だけの運営は前例がない」ということ。前例のないことを許可するには大きな抵抗があったのです。「視覚障害者だけでスムーズに運営ができるのか?」「仕事の確保ができるのか?」等々…失敗を恐れて、なかなか前向きに話が進みませんでした。約3年の月日がかかりました。互いに罵りあい、粘り強く議論を重ねる中で、ようやく行政の許可が出て、平成7年に「社会福祉法人あかね」の母体となった小規模福祉作業所「ワークアイ・船橋」が誕生いたしました。



ワークアイ・船橋



ワークアイ・ジョブサポート

## ■大きな転機

### ——自治労千葉県本部との出会い

さて施設を立ち上げたものの、やはり営業の仕方も皆目分からず、行き当たりばったりの営業を続ける日々。確かな目標もなく“こんにちは訪問”を繰り返していました。そんな時に、ある県職員の方との出会いが大きな転機となりました。その方にご紹介いただいたところが自治労千葉県本部でした。県本部主催の多様な勉強会に出席し、そこで行われた講義・講演を録音して音声を文字に書き起こす「テープ起こし」が私たちの仕事になりました。また、組合員が在職されている行政機関で開かれる各種委員会の「テープ起こし」の依頼も来るなど、仕事が広がっていきました。

特に印象に残っている仕事は、約4年間続いたA市での仕事です。その中でも、例えば街路樹を決定する委員会で、曇雪の降る中での現地説明に同行したり、「今の景観はもとより、街路樹としての木の50年後・200年後のことを考えて植樹すること」といった言葉に感銘を受けるなど、様々な委員会に参加でき、たくさんの大切なことを学べて心の財産にもなっています。

平成15年には、千葉県を会場とした「第9回チャレンジド・ジャパン・フォーラム（CJF）2003国際会議 inちば」が開催されました。ITをキーワードに、障害者の自立、社会参加及び就労に関して民・産・学・官が一堂に会し、「チャレンジド（障害者）を納税者にできる日本」の実現を目指

して行われたこの会議に、当法人は大会準備委員から大会運営委員、そしてパネリストとして参加しました。そして障害者の就労の場の必要性を訴え、今も引き続き訴え続けております。

## ●私たちはもっと働ける

### ——広がる就労の可能性

視覚障害者は、どうやってパソコンを操作しているかご存じでしょうか？パソコンに「スクリーンリーダー」というソフトを入れれば、画面の文字を音声で読み上げてくれるので、画面を見なくてもキーボード操作だけで普通の人と同じようにパソコンを使うことができます。講演や会議などの録音を聞きながら、音声をテキスト化していく「テープ起こし」の仕事は、視覚障害があってもパソコンを使って単独で仕上げる仕事です。また最近では、ITのシステム開発の仕事に携わる人も出てきています。さらには、視覚に障害があっても、聴覚や他の3障害（身体・



テープ起こし



データ入力

知的・精神)の人たちと組むことで、データ入力や軽作業といった仕事もできます。

現在、私たちの施設では、こうした音声パソコンを活用したり、職員や障害者同士が協力し合いながら様々な作業を行なっています。また視覚障害者対象のIT教室を通じて、音声パソコンの普及にも努めています。

障害者自立支援法ができ、身体障害に限らず、知的や精神に障害のある人たちも幅広く受け入れることになりました。そこで施設が大事にしているのは、ミスのない丁寧な仕事を心掛け、正確な仕上がりを徹底するということです。私どもの仕事は、主に請負作業となっています。各人の作業は不完全かもしれませんが、障害者や職員が何度もチェックを入れることで、施設から出る時にはミスのない完全なものとして納品できていると自負しています。

## ●障害者優先調達推進法と「福祉作業所による商談会2016」

平成25年4月、障害者優先調達推進法が施行されました。この法律は、「国などによる障害者就労施設等からの物品の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ること」を目的としています。また、この優先調達法の施行に伴い、千葉県及び千葉県内の各市区町村には、調達推進を図るための方針を制定し、調達実績を公表するなど、県民全体に広く福祉施設の商品・サービス等を知ってもらうようにすることが期待されます。

千葉県社会就労センター協議会(57団体)(略称・千葉県セルブ協)では今回で3回目となる「福祉事業所による商談会2016」(開催日6月15日)を開催します。私どもは第1回の企画の段階から協力・参加させていただいております。どの施設も利用者の工賃向上を目標に、新しい仕事受注のために頑張っておりますが、まだまだ県をはじめとして各市区町村においての理解が乏しく、調達実績が公表されても検討すらされていない行政機関もあります。優先調達推進法という法律もできています。「仏つくって魂入れず」にならないよう、皆様のご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

障害者優先調達推進法 2013.4施行

# 福祉事業所による 商談会2016

平成28年6月15日(水) 10:00~16:00  
京葉銀行文化プラザ

行政機関・民間企業の需要に応える福祉商品・サービス  
千葉県内50事業所が一堂に!  
新しい価値が生まれる瞬間創造商談会

●対象●  
行政機関各所属発注取りまとめ担当者  
及び事業担当者/民間企業バイヤー

●入場無料●  
(要事前登録)

主催 千葉県社会就労センター協議会(千葉県セルブ協)  
共催 千葉県知的障害者福祉協会  
きょうされん千葉  
千葉県障害者就労事業振興センター  
後援 千葉県 千葉市 船橋市 柏市  
千葉県社会福祉協議会  
千葉日報社 朝日新聞社千葉総局  
産経新聞社千葉総局 中日新聞社千葉支局  
毎日新聞社千葉支局 読売新聞東京本社千葉支局  
千葉テレビ放送(後援依頼中を含む)

●お問合せ先/桜が丘靖山苑 TEL.043-231-4321 FAX.043-231-4322



## シリーズ 千葉の地域紹介 一宮町



- 人口：12,437人  
(平成28年5月1日現在)
- 面積：22.97km<sup>2</sup>
- 町の木：くろまつ

# 豊かな自然と歴史が織り成す、 新しいライフスタイル

一宮町役場 まちづくり推進課

### ■緑と海と太陽の町

一宮町は、千葉県の東部でゆるやかに弧を描く九十九里の南部に位置し、東に太平洋の美しい砂浜、西に丘陵台地を控えた、風光明媚で気候温暖な地域です。町の大半を肥沃な田や畑、山林が占めており、四季を通して美しい姿を見せています。緑と海と太陽に恵まれた自然条件により、東京近郊屈指のリゾート地として多くの観光客を集めています。また、東京駅からJR特急で直通60分、快速電車でも90分という便利さから、首都圏への通勤圏としても発展しています。朝ちょっと早くても、上総一ノ宮駅は通勤快速の始発駅、座ってラクラク、車内での有意義な時間を過ごしながら都内まで通勤することができます。



一宮海岸



玉前神社

あるとされています。また、レイライン（御来光の道）の東の出発点であることから、パワースポットとされ、多くの参拝者が訪れています。

鳥居をくぐり境内へ入ると、静けさのなかに流れる神聖な空気を感じることができるでしょう。開運、良縁祈願に、人と人のご縁を結んでくれる玉前神社を、一度訪れてみてはいかがでしょうか。

### ■パワースポット玉前神社

上総国一之宮として、1200年以上の歴史を持つ玉前神社は、神武天皇の母君・玉依姫命が御祭神として祭られています。玉依姫の由来から、縁結び、子授け、安産、子育ての神様として御利益が

### ■サーフタウン一宮

九十九里浜の南端にある一宮町の海は、年間を通して良質な波に恵まれ、国内有数のサーフポイントがあることから、「サーファーの聖地」とも言われ、年間のサーファー来訪者は約60万人にな

ります。近年では、サーフィンの国際大会の開催地としてもにぎわいを見せています。小学校のプール開きでは、地元のプロサーファー指導によるサーフィン体験が特別授業として行われています。

海沿いを走る九十九里ビーチライン（県道30号線）沿いには、サーフショップだけでなく、お洒落なカフェやレストランが並び、まるでハワイに居るかのような街並みです。美容院やネイルサロンなど、女性に嬉しいお店も充実しているので、サーフィンをやらないかたでも、海の近くで自分のお気に入りのお店探しをしてみませんか。



東浪見小学校プール開き

## ■子育てのしやすいまちづくりを目指して

前述したように一宮町は都市部からのアクセスの良さもあり、過疎化・少子化が進む環境の中、一宮町の子供の人口は増加傾向にあります。そこで、この長所を活かし更に若い人たちが移り住み、町を知ってもらうために子育て環境の整備に力を入れています。ここからはその取組の一部をご紹介します。

### • 保育環境の整備

町の保育施設が抱えている問題を解消するために、町内3施設の公立保育所の定員増加を行い、内2施設を民営化し認定こども園として整備しています。平成28年4月、町内初となるこども園、東浪見こども園が開園しました。地元で長きに渡って保育園を運営している伝統ある法人や、県内外で多岐に渡って保育事業を行っ



今年4月に開園した東浪見こども園

ている法人が整備後の施設を運営することで、特色のある保育園やこども園から保護者のニーズに合った施設を選ぶことが出来るようになります。

### • みなさんの子育て、応援します！

お子さんの予防接種、つい忘れそうになり、ヒヤリとしたことはありませんか。お子さんの接種予定日をメールでお知らせする、子育て応援サイト「Cあわせこそだて（しあわせこそだて）」を平成28年5月に開設しました。お子様の生年月日など基本情報を入力すれば、予防接種のスケジュールリングを自動で行い、予定を通知してくれます。また、このサイトでは施設検索機能も付いているので、郡内にある小児科や、おむつ替えスペースがある公園など条件を付けて検索すれば該当施設が表示され、そこまでのナビゲーションもしてくれます。

引っ越しされたばかりのパパ・ママのお子様とのお出かけも安心です。自然あふれる一宮町で、安心してお子様との思い出をたくさん作ってください。



<http://ichinomiya-town.city-hc.jp/>

子育て応援サイト「Cあわせこそだて」

# 新聞の切り抜き記事から



研究員 鶴岡 美宏

当センターの新聞切り抜きファイルから主な記事を抜粋して紹介します。

## □第28分冊 (2015年12月4日～2016年2月9日)

### 千葉県議会一般質問 答弁要旨

民主党の守屋貴子議員は県が策定中の「県子どももの貧困対策推進計画」に関する施策の検討状況を質問した。中岡康福祉部長は、貧困家庭に対する支援事業や窓口を紹介する「ガイドブック」を作成する方針を示した。(千葉日報2/4)

### 千葉県議会一般質問 答弁要旨

石井宏子議員(民主党)は、来秋の第3回「ちばアクアラインマラソン」で正式種目になる車いすハーフマラソンについて質問した。

内藤教育長は「種目新設を機に、大会の広報活動を通じ、車いすマラソン全般に関するイベントの実施も検討していく」と答弁した。

(千葉日報12/5)

### 指定廃棄物処分場の調査拒否 千葉市長「これが最終回答」

千葉市の熊谷市長が12月14日、放射性物質を含む指定廃棄物の処分場建設問題を巡り、環境省が候補地としている東電千葉火力発電所での詳細調査の受け入れを拒否する考えを改めて伝えた。同省は県内1か所に処分場を建設する方針を崩さず、市との溝は深い。(日経2/15)

### 2015年10大ニュース 1位が五輪、幕張開催

千葉県と千葉市は24日、県政と市政の今年の10

大ニュースを発表した。1位はいずれも、2020年東京五輪・パラリンピックの幕張メッセでの開催決定だった。(毎日12/25)

### 回顧2015ちば

1. 県議選
2. 注目集めた幕張新都心
2. 東京五輪パラ、県内開催
4. 成田空港第3滑走路
5. くい打ちデータ改ざん

(千葉日報12/27～12/31)

### 検証ちば 平成の大合併

上 総論

下 国立社会保障・人口問題研究所、森田朗所長に聞く

- 1～3 匝瑳市、4～6 鴨川市、7～9 香取市、
- 10～12 山武市、13～15 野田市、16～18 成田市、
- 19～21 いすみ市、22～24 旭市、25～27 南房総市、
- 28～30 印西市、31～33 柏市、34～36 横芝光町、
- 37 鋸南町、38～39 長生郡市、40 大網白里市、
- 41 酒々井町

42 国立社会保障・人口問題研究所、森田朗所長に聞く

43～44 元千葉県市町村課長、猿田寿男勝浦市長に聞く

(千葉日報 (1/3～2/24))

## 2016年を考える 国と地方

ひとつの国家は、もともと住民が暮らす地域の共同体が数多く集まり形づくられている。では、国と地方はどんな関係であるべきだろうか。……

(毎日1/9、社説)

## 改ざん公文書 八千代市長、指示メール

八千代市が公文書を改ざんして市民に開示したとされる問題で、秋葉就一市長が市職員に対し、問題の公文書の修正を具体的に指示するメールを送っていたことが14日、関係者への取材で分かった。

(読売1/15)

## 千葉市が五輪・パラ推進室 4年後へ準備本格化

2020年東京五輪・パラリンピックの一部競技が千葉市の幕張メッセで実施されることを受け、同市が新年度、「オリンピック・パラリンピック推進室」を新設することが2月2日同市関係者への取材で分かった。

(読売2/3)

## 国勢調査 千葉県人口 最多622万4,027人

県が発表した2015年国勢調査（10月1日現在）の速報値で、県人口は前回10年調査から7,738人増の622万4,027人だった。1920年（大正9年）から行われている国勢調査で最多を更新した一方、増加率は0.12%と最低だった。

(読売2/4)

## 千葉県16年度一般会計予算案

県は2月4日、一般会計総額が1兆7,139億円の2016年度当初予算案を発表した。県政運営の3か年計画として策定した「新輝け！ちば元気プラン」の総仕上げの年と位置付けており、予算規模は過去最大。

(千葉日報2/5)

## 医学部新設 千葉県の補助35億円 成田市は45億円負担

県が2月4日発表した新年度当初予算には、国家戦略特区の成田市に新設が認められた県内2番目の医学部への補助金として3年間で計35億円が盛り込まれた。

(千葉日報2/5)

## 指定廃棄物解除ルール案 環境省、週明けに県説明

東京電力福島第一原子力発電所の事故で発生した放射性物質を含む指定廃棄物の指定解除ルール案について、環境省が千葉県への説明を週明けに行うことが2月5日、分かった。環境省は県内の「地元の意向」を重視し、茨城県で認めた「分散保管」を適用しない方針だ。

(読売2/6)

<以下次号へ>



## 今期の入手資料

センターでは、会員の皆様に資料の貸し出しを実施しています。  
下記資料等をご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

また、センターでは、2010年3月末以降分について、千葉県の地方自治に関する記事を中心に新聞の切り抜きを実施しています。ご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

入 手 資 料	著 者	発 行 元	種 類	日 付
月刊自治研1月号 自治が動き出す		自治研中央推進委員会	情報誌	2016.1.7
フォーラムおおさかNo143 大阪ダブル選挙、ねじれた「民意」		大阪地方自治研究センター	情報誌	2016.1.20
自治研とやま93号 非正規労働者の課題と連合の取り組み		富山県地方自治研究センター	情報誌	2016.1.20
みやぎの自治vol.33 「東日本大震災からの復旧・復興と財政シンポジウム」報告		宮城県地方自治研究センター	情報誌	2016.1.20
信州自治研287号 地方創生への一考察		長野県地方自治研究センター	情報誌	2016.1.25
みやぎき研究所だよりNo81 地方創生の戦略と制度		宮崎県地方自治問題研究所	情報誌	2016.1.27
北海道自治研究564 女性の視点から見た自治体政策の再構築		北海道地方自治研究所	情報誌	2016.2.3
新潟自治66 「年明け2016年」一問われる諸課題―		新潟県地方自治研究センター	情報誌	2016.2.3
自治研ぎふ114号 社会市場の意義		岐阜県地方自治研究センター	情報誌	2016.2.3
ぐんま自治研ニュース126号 選挙年齢引き下げの課題と展望		群馬県地方自治研究センター	情報誌	2016.2.3
自治総研1月号 2015年度普通交付税算定結果の検証		地方自治総合研究所	情報誌	2016.2.3
とちぎ地方自治と住民514 国地方係争処理委員会の虚実		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2016.2.3
徳島自治105号 休廃校の校舎有効活用について		徳島県地方自治研究センター	情報誌	2016.2.9
自治権いばらき119 東海第2原発等の現状と課題について		茨城県地方自治研究センター	情報誌	2016.2.9
月刊自治研2月号 どうなる？2016年自治体財政		自治研中央推進委員会	情報誌	2016.2.9
戦後自治の政策・制度事典	榊原 勝	公人社	単行本	2016.2.16
市政研究 16冬号 市民の声を大阪市政に		大阪市政調査会	情報誌	2016.2.16
とうきょうの自治No99 子どもの貧困		東京自治研究センター	情報誌	2016.2.16
第2次分権改革の検証 ―義務づけ・枠づけの見直しを中心に―		敬文堂	単行本	2016.2.24
信州自治研288号 2016年度政府予算と地方財政計画を読む		長野県地方自治研究センター	情報誌	2016.2.24
自治研おかやまNo9 国・自治体の「総合戦略」にどう関わるか		長野県地方自治研究センター	情報誌	2016.2.24
とちぎ地方自治と住民515 国地方係争処理委員会の虚実(中)		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2016.2.24
自治総研2月号 2016年度地方財政計画について		地方自治総合研究所	情報誌	2016.3.2
かながわ自治研月報2 シンポジウム・かながわの戦後70年と革新自治体		神奈川県地方自治研究センター	情報誌	2016.3.2
北海道自治研究565 米軍普天間飛行場の辺野古移設問題と行政上の争点		北海道地方自治研究所	情報誌	2016.3.2
ポスト資本主義 科学・人間・社会の未来	広井良典	岩波新書	新 書	2016.3.2
「私たちはいま」―戦後日本と市民―「イスラム国」の脅威とイラク	吉岡明子	岩波書店	単行本	2016.3.2
自治研かごしまNo112 原発に頼らない自然エネルギー社会の展望		鹿児島県地方自治研究所	情報誌	2016.3.9
月刊自治研3月号 震災五年後の今を生きる		自治研中央推進委員会	情報誌	2016.3.9
ながさき自治研No65 ダムと治水		長崎県地方自治研究センター	情報誌	2016.3.16
とちぎ地方自治と住民516 国地方係争処理委員会の虚実(下)		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2016.3.23
信州自治研289号 社会福祉法人としての社会貢献をめざすフードバンク事業		長野県地方自治研究センター	情報誌	2016.3.23
全国首長名簿2015年版		地方自治総合研究所	資 料	2016.3.30
自治権いばらき120 お互いさまの心をもちよって―水戸市常盤地区の防災対策―		茨城県地方自治研究センター	情報誌	2016.3.30
自治総研3月号 行政改革・地方分権の流れを学ぶ		地方自治総合研究所	情報誌	2016.3.30
北海道自治研究566 今日における保育労働の実態と労働組合の取り組み		北海道地方自治研究所	情報誌	2016.3.30
自治研なら115号 戦前・戦後を生きる		奈良県地方自治研究センター	情報誌	2016.4.6
埼玉自治研No45 地方創生を首都圏自治体はどう具体化するか		鹿児島県地方自治研究所	情報誌	2016.4.6
月刊自治研4月号 女性の<活躍>までの課題		自治研中央推進委員会	情報誌	2016.4.13
地方創生の正体	金井利之	ちくま新書	新 書	2016.4.20
フォーラムおおさかNo144 市民が起点のまちづくり		大阪地方自治研究センター	情報誌	2016.4.20
八王子自治研センター通信		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2016.4.20
都内基礎自治体データブック(2014年版)		東京自治研センター	記録書	2016.4.20
とうきょうの自治No100 2016年度予算		北海道地方自治研究所	情報誌	2016.4.20
自治研とやま96号 2016年度予算と地方財政計画を読む		富山県地方自治研究センター	情報誌	2016.4.20
とちぎ地方自治と住民517 国地方係争処理委員会の虚実(総括)		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2016.4.27
新潟自治67 新潟県内自治体の2016年度予算をみる		新潟県地方自治研究センター	情報誌	2016.4.27
あしたへ ―介護を担う―		新潟県地方自治研究センター	報告書	2016.4.27
みやぎき研究所だよりNo82 参議院選挙を前にした憲法問題		宮崎県地方自治問題研究所	情報誌	2016.4.27

※月刊自治研・自治総研のバックナンバー、取り揃えてあります。

# 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターは2009年12月10日に一般社団法人の認可をうけて自治研究をスタートすることとなりました。

当センターでは千葉県における地方自治及び都市問題に関する総合的な調査研究を行うとともに、自治体関係者、学識経験者及び県民の交流によって、地域に根ざした自治体の政策づくりを促進し、地方自治の振興に寄与することを目的とし、諸活動を行います。

## 基本目標

- I. 公共サービス基本法の制定や地域衰退という新たな状況のもと、公共サービスの再生を目指す。
- II. 地方分権を進めるため、基礎自治体の重要性を高め自治体政策づくりを行う。
- III. 活動の理論的基礎を学び、調査研究、情報発信など研究者や市民、議員、労働組合など幅広い交流研究活動を行う。

## 会員を募集しています!

1. だれでも会員になれます。
2. 会員は、以下のとおりです。

個人会員・正会員 1口(年額 5,000円) 賛助会員 1口(年額 3,000円)  
 団体会員・正会員 1口(年額 10,000円) 賛助会員 1口(年額 5,000円)

【※一括支払いをお願いします。】

## 特典

### 正会員になると・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センターの資料が活用でき、調査研究会などに参加できます。
- ・自治研センター主催の学習会・講演会に無料で参加できます。

### 賛助会員は・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センター主催の学習会・講演会の案内が送付されます。

## ●加入申込み書

年 月 日

FAX又はメールにて当センターまでお申込み下さい。

会費の種別	個人会員・・・正会員・賛助会員 団体会員・・・正会員・賛助会員	加入口数	( )口
個人 または 団体名	ふりがな	ご住所	〒
職場 (勤務先)			
		電話	( )
		Fax	( )
		メールアドレス	

## ■お問い合わせは

### 一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号 千葉県教育会館新館6階 自治労千葉県本部内  
 TEL.043-225-0020 FAX.043-225-0021 E-mail:chiba-jk@chiba-jichiken.net

# 編集後記

「自治研ちば」は2010年2月に創刊号を発刊して以来、今回で20号を数えました。今号では、20号を記念して6年余にわたる発刊の歴史を振り返ることにしました。大変お忙しい中、宮崎理事長には19号までの掲載内容について企画別にとりまとめと寸評を加えていただきました。

宮崎理事長執筆の記事の冒頭には、「千葉県地方自治研究センターは、2009年12月9日に一般社団法人として装いを新たに活動を再開しました」と記されています。「装いを新たに」とあるように、それ以前の先人の地道な取り組みがベースとなって、現在の千葉県地方自治研究センターがあります。

少し前史をひも解いてみます。千葉県地方自治研究センターは1986年3月に任意団体として設立されました。しかし、自治労の組織闘争等の諸事情により1988年に活動を休止。1989年12月には、自治労から自治労連グループが脱退したことをうけて、自治労千葉県本部が再建されました。再建された自治労千葉県本部の当時の役員を中心に、自治研センターの再建の努力が続けられました。ようやくその努力がみのり、1996年3月に第4回（再建総会）を開催するにいたりました。しかし、ほっとしたのも束の間で、しばらくしてまたも活動が休止という事態に陥ってしまいます。その後、現在の自治研センターを設立するまでに十数年を費やすことになりました。

自治労運動と自治研活動は車の両輪といわれ、組合員の労働条件の改善と住民生活の向上は一体のものとして取り組まれていました。この間の経緯を振り返ると、自治研センターの再建は自治労千葉県本部の悲願ともいえるものでした。

2009年12月に設立した自治研センターの事業ですが、休止させずにどう継続・発展させていくか。このことが事務局スタッフの意識の中には強く根付いています。情報誌「自治研ちば」は、自治研センターの主要事業の一つです。設立当初に年3回の発行を決め、内容の充実にも努めてきました。情報発信という点からはいまだ課題も多いですが、兎にも角にも年3回の発行を続けてこられたことに胸をなでおろす思いです。

微力ではありますが、今後も紙面の充実にも努めてまいりますので、関係各位のご協力をお願い申し上げます。

事務局長 佐藤 晴邦

## 自治研ちば 既刊案内



2016年2月  
(vol.19)

- 巻頭言 顧問 前衆議院議員 若井 康彦
- 市長インタビュー 勝浦市 勝浦市長 猿田 寿男
- 聞き手 副理事長 高橋 秀雄
- 副理事長 椎名 衛
- 事務局長 佐藤 晴邦
- 勝浦市長インタビューから考える 事務局長 佐藤 晴邦
- 千葉県は日本の縮図 事務局長 佐藤 晴邦
- 連載⑨：数字で掴む自治体の姿 理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
- 安保関連法制へ対する運動と築き上げる民主主義・自治 千葉県内市町村の行政サービスの比較調査結果とまる 研究員 井原 慶一
- 一地域市民社会の底力を生かす 島根県立大学名誉教授 井上 定彦
- 千葉県にオリンピック・パラリンピックがやってくる！ 千葉県議会議員（四街道市選出） 鈴木 陽介
- シリーズ千葉の地域紹介 勝浦市 美味しさと歴史にあふれた関東の避暑地 勝浦市役所 企画課 広報統計係長 笹原 和行
- 県議会報告 県政改革！ 千葉県議会議員（船橋市選出） 野田 剛彦
- 行政サービス研究会報告 千葉県内市町村の行政サービスの比較調査結果とまる 研究員 井原 慶一
- 新聞の切り抜き記事から 研究員 鶴岡 美宏
- 今期の入手資料 編集部
- 一般社団法人千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集）
- 編集後記 事務局長 佐藤 晴邦

バックナンバーの申し込みは当研究センターまで 1部800円

## 自治研ちば VOL.20

2016年6月1日発行

発行 一般社団法人

千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10

千葉県教育会館新館6階

自治労千葉県本部内

TEL 043-225-0020

FAX 043-225-0021

編集 佐藤 晴邦

印刷 (株)メロウリンク企画

頒価 800円（送料別途）

# ろうきん キャッシュカードが **365日** 使えるようになります!!

ますます便利!

2016年1月1日～

 全国のMICS加盟の金融機関と

 イオン銀行で

お正月(1/1-3)でも  
ゴールデンウィーク(5/3-5)  
でも使える!!

※ご利用時間は、設置先ATMにより異なります。



さらに便利!

2016年3月28日～

JR東日本の駅のATMコーナー

**VIEW ALTTE**で  
ビューアルッテ

始発から終電まで  
年中無休で  
使える!!



いつでも  
オトク!



即時全額  
キャッシュバック!

ATM  
手数料が

**0**円

つかえるATMはこんなにも!!

銀行・信金・信組  
※全国のMICS加盟の金融機関



ゆうちょ銀行



セブン銀行



イオン銀行

あんしん  
創造バンク

中央ろうきん

ROKKIN

お問い合わせは ▶ 中央労働金庫千葉県本部 TEL.043-251-5162

2016年1月4日現在

ZENROSAI NEWS



住まいの備えは全労済の  
住まいる共済で安心。



住まいる共済

①火災共済 ②自然災害共済

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

保障のことなら

**全労済**

全国労働者共済生活協同組合連合会

# じちろう マイカー共済

自動車総合補償共済

ZENROSAI NEWS

5115A398

注目

団体  
割引

# 15%

まずは  
見積もりを

見積もり依頼は  
組合まで

.....  
割安な**職域掛金**に加えて  
自治労共済生協組合員には  
**15%の団体割引**を  
適用



ご不明な点があれば、まずは組合にご連絡ください。

**全労済** 全国労働者共済生活協同組合連合会  
**自治労共済本部 千葉県支部**  
全日本自治体労働者共済生活協同組合 千葉県支部  
TEL: **043-221-2800**

※ご契約にあたってはパンフレットをご覧ください。

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。



心地よく流れる時間を、すべてのお客様のために・・・優雅で充実したひとときを、心ゆくまでご堪能ください。



ゲストルーム



レストラン「セブンシーズ」

## ウィークエンド&ホリデー ランチバイキング

土・日・祝日限定 〈年末年始・GWを除く〉

和洋中の豊富なメニューが自慢のバイキングです。  
人気のチョコレートファウンテンもお楽しみください。

チョコレートファウンテンは、都合により実施できない場合もあります。  
詳しくは、お問い合わせください。

ご予約・お問い合わせ

Tel.043-248-1128  (レストランセブンシーズ)

ランチタイム	ディナータイム	20:30 (コース L.O.)
11:30～14:30	17:00～22:00	21:00 (アラカルト L.O.)



## ご宿泊・ご婚礼・ご宴会 承り中



オークラ千葉ホテル

 Okura Frontier Selection

〈ホテルオークラ運営〉

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3

TEL:043-248-1111(代)

交通のご案内

お車にて

◇東関東自動車道「湾岸習志野I.C.」より15分、国道357号 千葉市役所前交差点より1分  
電車・モノレールにて

◇JR京葉線・千葉都市モノレール「千葉みなと駅」より徒歩5分

